

【循環型社会推進課所管事業】

1 ごみゼロ社会推進事業

(1) 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議開催事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|---------------------------|--|------------------|-------------------|
| 事業目的 | 循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために設置された「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」及び「ワーキング会議」を開催すること及び新晴れの国おかやま生き生きプランで目指す循環型社会形成の推進に向け、3R、特にリデュース（発生抑制）を推進するため、事業者、消費者・環境団体等、行政が協議を行う「レジ袋削減検討会」を開催すること。 | | |
| 事業内容 | 以下のとおり、会議を開催する。 推進会議（委員22名） ワーキング会議（委員11名） レジ袋削減検討会 | | 年2回 年3回 年1回 |
| 法令・条例・要綱等 | 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 (ごみゼロ社会推進事業全体) | 101万8000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 45万7000円 (44%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

岡山県が策定した「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において「推進施策」として「循環型社会形成の推進」を掲げ、「『もったいない』をキーワードとした日常生活の行動意識の醸成や、再生品の使用拡大などに、市町村と連携して全県的に取組み、県民・事業者の廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を進め、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の形成を推進します。」としている。

また、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱は、循環型社会の形成を推進するため、下記のとおり、規定している。

記

(目的及び設置)

第1条 循環型社会を形成していくことが、緊急の課題であることに鑑み、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみ

で推進するため、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（事業）

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の発生抑制，再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案
- (2) 岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践

（部会）

第7条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、副会長をもって充てる。

（「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱」抜粋）

また、監査の過程において、ワーキング会議及びレジ袋削減検討会の概要について確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

○ワーキング会議

推進会議の委員は、学識経験者，事業団体等，廃棄物再生事業者，NPO，義務教育関係者，市町村の22名（現在は1名欠員）で構成されているが、本会議には、それぞれの立場から数多くの意見が寄せられる。

そのため、委員のうち数名が集まり、本会議の開催前には、議論すべきテーマや配布資料についてアイデアを出し合い、事前に大筋を決める作業を行うとともに、本会議での決定事項については、細部を詰める作業を行っている。

○レジ袋削減検討会

推進会議では、平成12年度の設置より、買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする「マイバック運動」に取り組んでいるが、レジ袋削減の取組を強化するため、平成20年度から「レジ袋削減検討会」を設け、県内の主要なスーパーマーケットチェーンの事業者17社及び市町村を加え、レジ袋の削減に向けた事業について協議している。

以上

本事業は、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議設置要綱に基づき、推進会議を設置するとともに、部会としてワーキング会議及びレジ袋削減検討会を開催することで、推進会議を実効的に運営することを目的とするものであり、エコビジョン2020

に適うものであることを確認した。

その他、財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会等の開催実績について確認したところ、下記のとおりであることを確認した。

記

- (1) 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会：書面開催
- (2) おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト審査選考会：令和2年10月22日（木）開催（審査員4名出席）
- (3) 「わたしのプラごみ削減テクニック」審査会：令和2年11月2日（月）開催（審査員3名出席）
- (4) ワーキング会議：令和3年2月9日（火）開催。令和2年度の取組実績及び令和3年度の取組（案）について検討。

以上

この点、令和2年度においては、審査選考会やワーキング会議は開催されていたが、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会は書面開催で開催されていた。

監査の過程において、オンライン会議等の方法の可否について確認したところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延した最初の年であり、岡山県においても設備が不十分であったこと及び参加者もオンライン会議に対応することができないことが多かったこと等から、書面会議の方法によらざるを得なかったが、令和3年に入ってからオンライン会議が一般的に採用されるようになったとのことである。なお、マイバック運動の成果等について確認したところ、令和2年7月から開始されたレジ袋有料化により、マイバック持参率が8割を超えたことから、令和3年度からは、マイバックだけではなく、ストローやスプーンを含めたワンウェイプラスチックの削減について周知を行う予定であるとのことである。このように、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議が開催できない場合があったところ、かかる社会情勢を踏まえた検討がなされたうえ、令和3年度は会議の開催に関しては改善されている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の予算作成時点においては、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会等の会場費として民間のホテル等を利用することが想定されていたものの、執行の段階では、利便性やその他の事業を総合考慮して、会場を選択したとのことであった。その他、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 3R活動推進フォーラム会議開催事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|------------|
| 事業目的 | <p>全国組織である3R活動推進フォーラムは、当初、ごみ問題に対し、国民、事業者、行政が一体となって国民運動として排出抑制、再利用等によるごみの減量化等を推進するための機関として、我が国の直面するごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進に資することを目的に、平成4年9月25日に「ごみ減量化推進国民会議」として設立された。</p> <p>その後、平成14年7月の総会において、その目的を「ごみの減量」からさらに、「ごみの排出ゼロ」に進め、併せて会議の名称を「ごみゼロパートナーシップ会議」に変更し活動を推進してきたが、平成18年12月の臨時総会において、これまでの事業を引き継ぐとともに「3Rによる循環型社会づくりを推進すること」を目的として、会議の名称を「3R活動推進フォーラム」に変更した。</p> <p>「3R活動推進フォーラム」への加入については、下記のメリットがあることから、岡山県は、ごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進のため平成4年度から加入している。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 国民的課題となっているごみ問題について、全国的な動向を把握することが可能となる。</p> <p>イ 先進的な取り組みに関する情報の入手が可能となる。</p> <p>ウ 共通の課題を持っている自治体等とコミュニケーションを図ることにより対策の推進が可能となる。</p> <p>エ 会議、研修会への参加が可能となる。</p> | | |
| 事業内容 | <p>3R活動推進フォーラムの総会及び3R推進会議全国大会等へ参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会 年1回（東京） ・3R推進全国大会 年1回（未定） | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 11万円 | 令和2年度決算 (執行率) | 0円 (0%) |

本事業は、下記の循環型社会形成推進条例に基づいて、ごみ問題の抜本的解決を図り、公衆衛生の向上、環境の保全、資源の有効利用の促進のため、全国的な動向を把握することや先進的な取り組みに関する情報の入手等を内容とする事業である。

なお、令和2年度は、3R活動推進フォーラムの総会は書面開催とされ、3R推進会議全国大会は1年間延期となり、開催がなかった。

このように、令和2年度は、本事業に関する財務事務の執行がなかったことから、監査の対象とはしていない。

記

第2章 循環型社会の形成に関する基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定するに当たっては、県民の意見を施策に反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、必要に応じ、国及び他の地方公共団体の施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮をしなければならない。

(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

(3) 再生品使用促進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | 循環型社会形成推進条例に基づき策定した「岡山県再生品の使用促進に関する指針」を事業者や県民に対して周知することで再生品等の需要を喚起し、資源の循環的な利用を促進すること。 | | |
| 事業内容 | <p>(1) 岡山県グリーン購入対策会議の運営 再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議するために設置した岡山県グリーン購入対策会議を年2回（8月，2月）開催する。</p> <p>(2) 岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載 ・グリーン購入法に関する情報収集（基本方針説明会，グリーン購入ネットワーク） | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例，岡山県再生品の使用促進に関する指針 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 38万8000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 38万8000円 (100%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

循環型社会形成推進条例及び岡山県再生品の使用促進に関する指針は、それぞれ下記のとおり、規定している。

記

(再生品の使用の促進)

第10条 県は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、市町村、事業者及び県民による再生品の使用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(再生品の使用促進に関する指針)

第23条 知事は、再生品の使用を促進するため、事業者及び県民が再生品を使用する際の指針（以下この条及び第二十五条において「指針」という。）として、再生品に関し、次に掲げる事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 特に使用を促進すべき再生品の品目
- 二 前号に規定する再生品において循環資源が使用され、又は利用されている割合

三 その他規則で定める事項

- 2 事業者及び県民は、指針に沿って再生品の積極的な使用に努めるものとする。
- 3 知事は、指針を定めるに当たっては、再生品の品質及び価格並びに再生品の製造、流通、使用及び処分の際の環境への影響について配慮するものとし、これらの事情の変動のため必要があるときは、指針を改定し、これを公表するものとする。
(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

Ⅲ. 再生品の使用を促進するため、県が取り組むべき事項

1. 使用の促進

再生品への転換を図るため、使用方法等の見直しにより、再生品の積極的な使用に努めるものとする。

2. 再生品使用状況の把握・公表

- (1) 県は、再生品使用の実績として、指針に掲げる指定品目ごとに、使用事例や使用状況の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、環境マネジメントシステムとの連携を図り、再生品使用を促進するための体制を確立するとともに、各組織においてその使用状況等を定期的に点検・評価し、報告を行うものとする。
- (3) 把握した当該年度の再生品使用の実績は、翌年度中に公表するものとする。
- (4) 再生品使用の実績を公表するにあたっては、廃棄物の減量、省資源、地球温暖化防止など環境への負荷の低減についての分かりやすい指標を用いるよう努めるものとする。
- (5) 県は、当該結果を踏まえ、再生品の使用が促進されるよう図るものとする。

3. 公共工事における環境配慮事項

- (1) 県は、県の行う工事において、循環資源を原料とした再生品を、その性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で優先的に使用するよう努めるものとする。
- (2) 県は、環境負荷の低減及び事業者の取組を促す観点から、循環資源を原料とした資材について実証試験、試験施工に自ら取り組むとともに、当該資材の安全性や機能を確認し、事業者や県民に対して情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4. 事業者、県民等の再生品の使用を促進するための措置

- (1) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、本指針に適合する製品、環境ラベルを取得した製品、循環資源を原料とした再生品の有無等に関する情報について積極的に収集するとともに、事業者や県民に対して情報の提供その他の

必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講ずるものとする。

5. 指針の見直し

本指針は、社会経済情勢の変化、技術の進歩、再生品の製造・販売状況及び使用実績等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

(「岡山県再生品の使用促進に関する指針」抜粋)

本事業は、事業者、県民等の再生品の使用を促進することを目的としており、かかる目的は、上記指針の「4. 事業者、県民等の再生品の使用を促進するための措置」に基づく事業であることを確認した。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、事業者、県民等の再生品の使用を促進することを目的として、岡山県グリーン購入対策会議を運営するとともに、岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知を図ることを内容としている。

なお、岡山県グリーン購入対策会議設置要綱において、同会議の業務は、下記のとおり定められている。

記

(業務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について、調査、審議するものとする。

- (1) 岡山県循環型社会形成推進条例（以下「条例」という。）に基づく再生品使用促進指針の策定に関すること。
- (2) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定基準に関すること。
- (3) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定審査に関すること。
- (4) 県、市町村における再生品等の調達の実施に関すること。
- (5) 県、市町村の公共事業への再生品等の使用の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか再生品等の使用促進対策に関すること。

(「岡山県グリーン購入対策会議設置要綱」抜粋)

監査の過程において、令和2年度の岡山県グリーン購入対策会議の運営状況について確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

○開催実績

(1) 第1回会議

令和2年8月26日（水）開催。

「岡山県エコ製品」の判断基準の改正及び認定審査

(2) 第2回会議

令和3年2月24日（水）開催。

・「再生品使用促進指針」及び「岡山県エコ製品」の判断基準の一部改正

・「岡山県エコ製品」の認定審査

以上

各会議の議事録によれば、各会議で議題とされたのは、「岡山県エコ製品の認定及び利用の促進に関する要綱第3条に規定する品目その判断基準の改正」、「再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品音判断基準の一部改正について」であった（なお、会議の所要時間は約1時間であった。）。

この点、上記の議題は、岡山県グリーン購入対策会議設置要綱2条2号及び3号に関する協議であり、要綱に沿う運営がなされているといえる。また、要綱は、県、市町村における再生品等の調達に関すること（4号）、県、市町村の公共事業への再生品等の使用の推進に関すること（5号）及びその他再生品等の使用促進対策に関すること（6号）について、令和2年度は協議事項がなかったとのことであった。

さらに、岡山県再生品の使用促進に関する指針の周知に関し、ホームページへの掲載を確認するとともに、令和2年度においてグリーン購入ネットワークが開催するグリーン購入基礎講座や特定テーマの研修会については、国のHP等の資料を参照して最新の情報を確認しているとのことであった。

このように令和2年度の本事業の内容について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

岡山県グリーン購入対策会議の開催場所について、①委員が参集しやすい場所として主要駅から近い場所であること、②駐車場が十分にあること及び③会場として適当な広さがあることを条件に検討し、最終的に民間のホテルを選択したとのことである。

かかる手続きについて、新型コロナウイルス感染症の問題があった令和2年度においては、直ちに問題があるとはいえないことから、本監査においては、事業の効率性の評価をBとした。

ただし、上記の評価は、あくまで令和2年度の事情を考慮したものであって、かかる例を前例に安易に民間のホテルを利用することは妥当ではなく、可及的に公共の施設を利用することが望ましいことはいうまでもない。

(4) 岡山県食品ロス削減推進計画策定事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|------------|
| 事業目的 | <p>令和元年5月に公布された食品ロス削減推進法により，地方公共団体においても，食品ロス削減に関し，地域の特性に応じた施策を策定し，実施する責務を有することとなった。</p> <p>また，都道府県は，同法に基づき，国が策定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（基本方針）を踏まえ，都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと明記された。</p> <p>令和元年度末に，国の基本方針が示されたことから，令和2年度に岡山県食品ロス削減推進計画を策定することを目的とする。</p> | | |
| 事業内容 | <p>岡山県環境審議会の審議及びパブリックコメント等を経て，岡山県食品ロス削減推進計画を策定する。</p> <p>なお，県内の食品ロスの実態等基礎データの収集等については，委託により実施する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 食品ロス削減推進法 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 334万1000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 0円 (0%) |

食品ロス削減推進法は下記のとおり規定しており，本事業は，食品ロス削減推進法12条に基づき，岡山県の食品ロス削減推進計画を策定することを目的とするものである。

本事業のうち，食品ロス削減計画策定業務については見積書の取得までの手続きが完了しているが，岡山県食品ロス削減計画は，令和3年度策定予定の「第5次岡山県廃棄物処理計画」の中に位置づけられる形で策定されることとなったため，令和2年度においては，本事業は完了していない。

このように，令和2年度は，本事業に関する財務事務の執行がなかったことから，監査の対象とはしていない。

記

(都道府県食品ロス削減推進計画)

第12条 都道府県は，基本方針を踏まえ，当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は，都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては，廃棄物の処理

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であつて食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。

3 都道府県は，都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は，都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

（「食品ロス削減推進法」抜粋）

2 おかやま・もったいない県民運動推進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|--------------------|
| 事業目的 | 岡山県では、平成18年度から「もったいない」をキーワードとして、循環型社会の形成に向けた「3R」（「発生抑制（リデュース）」、「再利用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」についての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、「おかやま・もったいない運動」を実施しており、令和2年度も引き続き取組を行うこと。 | | |
| 事業内容 | <p>(1) 「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムの開催</p> <p>○目的 「循環型社会形成（もったいない）」をテーマに、県民が日常生活の中で実践できることを講演、活動事例発表、パネルディスカッション等を通じて提示するとともに、県民の3R関連施策や環境団体（NPO法人、地域団体、学校等）の活動内容について展示するブースを設置することにより、広く情報の発信・収集・交換を図るイベントとする。また、巡回エコ製品等普及展示会を併せて実施する。なお、環境団体の自立促進や協働の観点から、岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議や環境団体等の意見を踏まえた企画内容や運営方法とし、県民局管内で実施する「環境保全普及啓発事業」に併せて実施する等効率的に実施する。</p> <p>(2) おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの実施</p> <p>○目的 県内の小学生とその家族が、家庭でごみの減量などに取り組むことにより、家族全員が「もったいない」に関心を持つ契機とするとともに、取組結果をゴミの減量をはじめとする「もったいない」の普及啓発に広く活用する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 環境基本条例，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 528万6000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 250万2000円 (47%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

環境基本条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり規定している。

記

(資源の循環的利用等の推進)

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(「環境基本条例」抜粋)

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動により、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、おかやま・もったいない県民運動を推進することを目的としており、上記環境基本条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、おかやま・もったいない運動推進フォーラムの委託に関する資料を確認したところ、いずれの委託業務も委託費用が50万円未満であることや委託業者は重複しておらず、事業を分割して発注した等の事実がないことを確認した(なお、委託の金額が50万円未満であることから、契約書は作成されていない。)

また、いずれの委託契約においても見積書の取得は一社であったものの、10万円未満であること、又は、契約内容の特殊性により相手方が特定されるときに該当することを確認した。

その他、財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、3Rについての県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため「おかやま・もったいない運動推進フォーラム」を開催するとともに、「おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」を実施することにある。

監査の過程において、おかやま・もったいない運動推進フォーラム及びおかやま・もったいない小学生ファミリーエコチャレンジコンテストの開催実績を確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

1 おかやま・もったいない運動推進フォーラム

(1) 「おかやまプラスチックスマート展～プラスチック問題と私たちの生活について考える～」(備前局)

日 時：令和2年11月25日(水)～12月5日(土)

場 所：環境学習センター「アセコ」〔岡山市北区下石井2-2-10〕

参加者数：103名

(2) 「3R推進月間展示事業」(備前局)

日 時：令和2年10月1日(木)～30日(金)

場 所：備前県民局本館内

内 容：備前県民局管内で製造されているエコ製品や海ごみ問題に関するパネル展示等

参加者数：不明

(3) 「にいみみんなのエコカルタ」作成事業(備中局)

日 時：令和2年12月

場 所：新見市内

参加者数：不明

(4) 「環境絵馬展示・表彰」「食品ロス削減等に関するパネル展」(美作局)

日 時：令和2年10月2日(金)～16日(金)

場 所：津山市立図書館前(アルネ津山4階)〔津山市新魚町17〕

参加者数：500人程度

(5) 海ごみパネル展(美作局)

日 時：令和2年12月1日(火)～15日(火)

場 所：美作市役所1階ロビー〔美作市栄町38-2〕

参加者数：不明

2 おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト

応募期間：令和2年5月15日～9月15日

応募数：21校, 786点

受賞者：個人の部16名, 団体の部4校

以上

本事業は、おかやま・もったいない県民運動を推進するため、上記各事業を運営す

るものであり、その事業内容は事業目的を全うするものであるうえに、一定の参加者があることから、啓発という目的を達成しているものと思われる。

なお、本事業の成果指標の有無について確認したところ、「おかやまもったいない推進フォーラムのうち、『にしみみんなのエコかるた』作成事業については、作成したかるたを環境学習の教材として市内の小中学校等に配布し、使用状況や感想について聞き取りを行っている。また、おかやま・もったいない！小学生ファミリーエコチャレンジコンテストについても、報告様式に応募者及び保護者の感想を記入する欄を設けており、事業の成果の検証に使用している。」との回答を得た。

また、令和3年度のマイバック持参率アンケート調査において、「使い捨てプラスチックごみの削減について」等3Rに関する意識調査の項目を追加しているところであり、アンケート調査によって、本事業による周知の状況を把握できる状況にあるとのことであった。

さらに、環境企画課において実施している「環境に関する県民等意識調査」においても、廃棄物の3Rについて、その重要度や県の取組状況への満足度を把握しているとのことである。

このように、本事業の成果の把握について検討されていることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

上記のとおり、本事業の有効性について、事業目的と関連した成果の把握がなされており、執行された金額との効果を検証することができる。

また、上記の啓発効果を得るための費用として、極めて高額の予算が実行されているとは言えないと思われることから、事業の有効性と同じくその評価をBとした。

ただし、事業効果と予算の執行額については、費用対効果が得られているのかを慎重に検討することが不可欠であることは付言する。

3 エコライフ推進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | 循環型社会のライフスタイルである3Rを促進するためには、県民の意識啓発を継続的に行うことが重要である。 このため、県民に身近なレジ袋や食品ロスの削減事業を中心に、身近に取り組むための効果的な普及・啓発資材を作成し、事業の推進に役立てるとともに、先進的な取組を行う他県等の視察を行うこと。 | | |
| 事業内容 | (1) 先進地視察 ・レジ袋、食品ロス削減等の先進的な取組を行う自治体等の視察 (2) 普及・啓発資材の作成 ・レジ袋、食品ロス削減等と呼びかける効果的な啓発資材を作成・配布 (3) 調査研究 ・マイバック持参の経年での推移について、調査を実施 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 環境基本条例，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 624万3000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 582万1000円 (93%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 **A** B C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり定めている。

記

■循環型社会に向けたライフスタイルの変革

●マイバック運動の推進

消費者の立場から実践できる環境にやさしい象徴的な取組として、買い物にマイバックを持参し、レジ袋や包装を断る「マイバック運動」を、「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」を中心に、各種団体、事業者、行政が一体となって展開します。

●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、その半分が一般家庭からといわれており、買いすぎない、食材を使い切る、食べ切る等の食品ロスを減らすライフスタイルの定着に向け、啓発や情報提供を市町村と連携して行うとともに、飲食店等の事業者にも協力を働き掛けながら、県民、事業者の削減行動を促進

します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、レジ袋や食品ロスの削減事業を中心に、効果的な普及・啓発資材を作成し、事業の推進に役立てるとともに、先進的な取組を行う他県等を視察することを目的としており、環境基本条例17条1項及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、マイバッグ持参率等定点調査の委託に関する資料を確認した。

本事業の委託は、一般競争入札の手続きによってなされており、入札手続きにおいて2者が入札しており、手続きに不当な点は認められなかった。

また、本事業を実施している業者が固定化しているという事実もなかった。

この点、アンケート調査に関する業務の委託は随意契約となる例が多いものの、本事業は、アンケートの方式を岡山県において固定化しており、委託業務が定型化されているため、随意契約ではなく一般競争入札の手続き採用することが可能となっている。

その結果、落札価格は、予定価格よりも2割程度低額となっており、支出額が抑えられている。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をAとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、本事業に関する資料を確認した。

まず、先進地視察について、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会総会は書面開催、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会食べきり塾はウェブ開催であったため、県外視察は実施されていないことを確認した。

次に、平成30年度から令和2年度マイバッグ持参率等定点調査（アンケート調査）の結果を確認した。（なお、アンケートは岡山県下の市町村におけるスーパーマーケットの顧客200名、合計3000名に対し実施されていた。）。

上記アンケート調査の結果によって、マイバックの所持率の推移（マイバックの所持率：平成30年度81.37%、令和元年度82%、令和2年度95.2%）、食品ロスの認知の推移等（食品ロスの認知：平成30年度71%、令和元年度82%、令和2年度58.5%）を把握できる状況にある。

このように、レジ袋削減啓発や食品ロス削減啓発について、事業効果を定量的に把握できるうえに、アンケートにおいて、「マイバックを買う際に重視することはありますか」等の質問がなされており、マイバック普及のための施策を検討する資料となり得る状況にある。

また、過去10年間のアンケート結果が岡山県のHPに掲載されており、県民の意

識の推移が誰でも閲覧可能な状態となっている。

このように、啓発事業について成果を把握し、かつ、当該年度の成果を次年度に生かすことが可能な体制となっているうえに、啓発について一定の成果を認めることができることから、事業の有効性の評価をAとした。

【事業の効率性 A B C D】

本件事業の成果を踏まえると、支出された資金が不当に高額であるとの事実は認められなかった。

また、前述の財務事務の合規性において述べたとおり、本事業の委託契約は一般入札の方式が採用されている結果、支出金額が予定価格より2割程度抑えられている。

これらの点を考慮して、事業の効率性の評価をAとした。

4 食品ロス・家庭ごみ削減促進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 |
|------|---|----------|
| 事業目的 | <p>日本では、年間 2,759 万トンの食品廃棄物が出されており、このうち、食べられるのに廃棄される「食品ロス」は 643 万トンと推計されている。（平成 28 年度環境省及び農林水産省推計）</p> <p>この食品ロスのうち、約半分は事業系食品ロスであり、その削減について検討の必要がある。</p> <p>また、残り約半分は一般家庭から発生しており、国民一人一日当たり茶碗 1 杯分ものご飯の量に相当することから、対策が求められている。そのため、多方面からの検討及び啓発を展開すること。</p> | |
| 事業内容 | <p>(1) 事業系食品ロス削減モデル事業 (R1~R3)</p> <p>①食品ロス削減マッチング検討事業 食品関連事業者とフードバンクをつなぐ食品ロス削減マッチングシステムの構築を調査・検討する。</p> <p>②検討会・シンポジウム等の開催 食品関連事業者がフードバンクを利用する際の課題を整理する検討会や、フードバンク利用の意識醸成のためのワークショップやシンポジウムを開催する。</p> <p>(2) 食品ロス削減月間キャンペーン事業 食品ロス削減推進法に定められた食品ロス削減月間である 10 月に、県民にとって楽しく親しみやすい方法で、食品ロス削減月間を PR するキャンペーンを行う。</p> <p>(3) 地域を学んでのこさずたべよう事業 (H30~R2) 若い世代の食品ロス削減意識の醸成のため、食品が作られるまでの労力や食品が生まれてくる地域の土壌・気候・風土等に係る研究フィールドワーク、若者の視点や発想を生かした小学生が取り組みやすい教材の作成及び小学校への出前講座等について、大学の研究室等が行う研究活動を支援する。</p> <p>(4) マスメディア等による広報</p> <p>①マスメディアによる広報 新聞紙面に、上記取組等について掲載し、一般家庭向けに広報することにより取組の推進を図る。</p> <p>②食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集・増刷 一般家庭向けに食品ロスについての意識を高めるための啓発資材として、家庭で取り組める方策を提示する小冊子を作成・配布する。</p> <p>(5) フードバンク活動の推進 (H31~R3) (補助対象例) 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーの貸借等</p> | |

| | | | |
|--------------|---|------------------|---------------------|
| 法令・条例・要綱等 | 食品ロス削減推進法, 環境基本条例, エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 (1956万3000円) 食料産業・6次産業化交付金 (国庫) (180万円) | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 2136万3000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 1766万6000円 (82%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

食品ロス削減推進法は下記のとおり規定している。

記

(食品ロス削減月間)

第9条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(「食品ロス削減推進法」抜粋)

本事業は、食品ロス・家庭ごみ削減促進するため多方面の啓発をすること等を目的としており、前記の環境基本条例17条1項及びエコビジョン2020の内容に合うものである。

また、食品ロス月間の開催は、上記食品ロス削減推進法に基づく事業である。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行に関し、監査の過程において、事業系食品ロス削減モデル事業、食品ロス削減月間キャンペーン事業の委託に関する委託の契約書を確認したところ、いずれの事業についても、契約の方式は随意契約とされていた。

まず、事業系食品ロス削減モデル事業について、同事業が随意契約（委託先：株式会社廃棄物工学研究所、委託金額：860万0680円）とされた理由は、「本案件は事業系食品ロス削減を目指し、「マッチングシステムの検討」「食品ロス削減検討会」「食品ロス削減ワークショップ」等を行うものであり、価格競争のみでは成果を期待しにくい業務であることから、技術提案によるコンペ方式により受注者を決定するものであるため」とされている。

この点、委託先の株式会社廃棄物工学研究所（以下「廃棄物工学研究所」という。）の事業内容に関し、同所のHPに下記のとおり、記載されている。

記

③ シンポジウム開催

食品ロスの現状を広く訴え、その削減のために考え、行動する人を増やすための岡山市内においてシンポジウム「大切な食べ物がごみになっている？考えよう！食品ロス問題」を開催します。

シンポジウム前後においてアンケート調査を行い、参加者の意識や理解度について把握します。

一般市民の皆様を対象に開催いたしますので、多くの方々のご来場をお待ちしております。

以上

また、食品ロス削減月間キャンペーン事業について、同事業が随意契約（委託先：株式会社ビザビ、委託金額：564万960円）とされた理由は、「本案件は、食品ロス削減の県民への普及啓発のため、普及資材の作成、県民参加型企画の立案及び実施や各種広報媒体での幅広い県民の方に向けたPRを連携させたキャンペーンを実施するものであり、単なる価格競争ではなく、企画内容により成果が期待されるものであり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案によるコンペ方式により受注業者を決定するものであるため」とされている。

廃棄物工学研究所のノウハウ等を踏まえると、同所に対して、事業系食品ロス削減モデル事業を委託することについて、合理性を認めうる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、各事業の執行状況に関する資料を確認した。

まず、事業系食品ロス削減モデル事業について、令和2年度の検討会・シンポジウム等の開催実績を確認したところ、下記のとおり回答を得るとともに、削減検討会の議事録を確認した。

記

○検討会

- ・第1回食品ロス削減検討会 令和2年7月17日（金）開催
- ・第2回食品ロス削減検討会 令和2年9月1日（火）開催
- ・第3回食品ロス削減検討会 令和3年2月5日（金）開催

○ワークショップ

- ・令和2年8月28日（金）開催

○シンポジウム

- 令和2年10月30日（金）開催

以上

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

また、食品ロス削減キャンペーン事業に係る業務の報告書、地域を学んでのこさずたべよう事業の実施状況に関する実施結果調書及び岡山県HP、広報資料及びフードバンクの活動推進に関する資料等をそれぞれ確認した。

上記のいずれの事業についても、事業目的に沿って事業が実施されており、また、食品ロスに関するアンケート結果からも啓発に関して一定の効果を認めることができる。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 環境にやさしい企業づくり事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | 循環型社会形成に資するために、循環資源の排出の抑制及び循環的な利用に関する取組や再生品の使用に関する取組が先進的であり、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を岡山県資源循環推進事業所（岡山エコ事業所）として、また、県内で現に製造されている使用を促進すべき再生品であって、県が定める認定基準を満たした製品を岡山県エコ製品として認定し、その取組を促進することにより、環境にやさしい企業づくりを推進すること。 | | |
| 事業内容 | <p>(1) 岡山エコ事業所の認定及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集ちらしの作成・配布 ・認定事業所への認定証及び認定銘板（プレート）の作成・交付 ・パンフレットの作成・配布 ・巡回エコ展等での啓発用パネルの作成・展示 ・県広報紙，業界紙等を活用したPR <p>(2) 岡山県エコ製品の認定及び周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配布 ・巡回エコ展等での啓発用パネルの作成・展示 ・県広報紙，業界紙等を活用したPR | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 272万2000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 208万2000円 (76%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり定めている。

記

(循環型社会の形成に資する製品の認定)

第27条 知事は、規則で定めるところにより、循環型社会の形成に資すると認められる製品を岡山県エコ製品（以下この条において「エコ製品」という。）として認定することができる。

2 県は、その事務を執行し、又は事業を実施するに当たり、必要とする品質が他の製品と同等と認められるエコ製品があるときは、当該エコ製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

- 3 県は、エコ製品の使用が促進されるよう、事業者及び県民に対しその周知に努めるものとする。

(循環型社会の形成を推進する事業所の認定)

第28条 知事は、規則で定めるところにより、循環型社会の形成を推進していると認められる事業所を岡山県資源循環推進事業所（以下この条において「認定事業所」という。）として認定することができる。

- 2 県は、認定事業所の行う循環型社会の形成のための取組を事業者及び県民に対し周知するよう努めるものとする。
- 3 県は、認定事業所の行う循環型社会の形成のための取組に対し、その取組を維持し、又は促進するために必要な情報の提供その他の支援に努めるものとする。

（「循環型社会形成推進条例」抜粋）

● 「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

● 「岡山県エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

（「エコビジョン2020」62頁抜粋）

本事業は、県内の事業所を岡山県資源循環推進事業所（岡山エコ事業所）として認定すること及び岡山県が定める認定基準を満たした製品を岡山県エコ製品として認定し、その取組を促進することを目的とするものであり、上記循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について法令等の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、本事業におけるパンフレット作成・配布及びパネル作成事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業は、公募型プロポーザルによる随意契約（提案者1社、委託先：株式会社JR西日本コミュニケーションズ、委託金額：207万9000円）とされていた。

なお、随意契約とされた理由は、「本業務は一般県民を対象とし、エコ製品の利用促進等に資するパンフレット等の作成業務であるため、県民が親しみやすく利用しやすいデザインとする必要があり、単なる価格競争では成果が期待しにくい業務であることから、価格及びデザイン等を総合的に勘案・評価の上委託先を決定することが妥当であるため」とされている。

この点、岡山エコ事業所及び岡山県エコ製品の認定件数が伸び悩んでいることを踏まえると、現在の状況を改善するため、技術提案を募ることについて合理性を認めうる。

これらの点を考慮して財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、岡山エコ事業所及び岡山県エコ製品の認定及び周知を図るため、ちらしやパンフレットの作成・配布や県広報紙、業界紙等を活用したPRを行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、本事業の成果検証方法について確認したところ、岡山県エコ製品認定数及び岡山県エコ事業所認定数で成果を把握しているとのことであった。

なお、岡山県エコ製品の認定件数は、年度末計は、平成19年の455件をピークに減少し、令和2年度は372件となっている。

また、岡山エコ事業所の認定件数は、平成23年の277事業所をピークにほぼ横ばいであり、令和2年度は247事業所となっている。

この点、本事業の成果指標として、岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定件数を利用することは合理的である。

また、岡山県エコ製品の認定数は減少、岡山県エコ事業所の認定件数は横ばいの状態にあるものの、これは認定数が増加すれば、未認定製品や事業所が減少するためであり、一定程度はやむを得ないと思われる。

この点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

6 循環資源情報提供システム運営・保守事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>循環型社会の形成を推進するためには、県民、事業者の自発的かつ積極的な取組が極めて重要であり、この取組には、循環資源に関する信頼性の高い、整理された地域情報が、タイムリーにかつ手軽に入手できる環境整備が必要不可欠である。</p> <p>このため、情報先進県としての岡山の特性を最大限に活用し、インターネットとデータベースシステムを組み合わせ、循環資源に関する地域情報を一括管理し「岡山県循環資源総合情報支援センター」から情報の受・発信を行うシステムを整備したところであり、本システムの運営・支援を行うものである。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) マッチングシステム等の運営 県が情報支援センターに指定している公益財団法人岡山県環境保全事業団が行う循環資源マッチングシステム、リサイクル技術情報提供システムの運営費に対して補助を行う。</p> <p>(2) 行政情報システムに係るソフトウェアの保守等 行政情報システムについてソフトウェアの保守等を行う。 また、業者選択画面について利便性向上のため検索条件の回収を行う。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 468万5000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 459万5000円 (98%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020は、下記のとおり定めている。

記

(岡山県循環資源総合情報支援センター)

第30条 知事は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、本県に一を限って、岡山県循環資源総合情報支援センター（以下「情報支援センター」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報支援センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

(情報支援センターの業務)

第31条 情報支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 企業間における循環資源に関する情報の交換を促進すること。
- 二 事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報の提供を行うこと。
- 三 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報の提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

(「循環型社会形成推進条例」抜粋)

■循環資源情報の提供

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

(「エコビジョン2020」60頁抜粋)

本事業は、インターネットとデータベースシステムを組み合わせ、循環資源に関する地域情報を一括管理し「岡山県循環資源総合情報支援センター」から情報の受・発信を行うシステムの運営・支援を行うことを目的とするものであって、循環型社会形成推進条例及びエコビジョン2020に適うものである。

このように、本事業について法令等の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、本事業のソフトウェア保守、ソフトウェア改修費及びデータ入力・更新については、令和元年の契約に基づいて支払がなされていることを確認した。

また、補助金の交付について特に問題となることは認められなかった。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、循環資源情報提供システム及び岡山県循環資源総合情報支援センターの概要について確認したところ、下記のとおり回答を得た。

記

(1) 循環資源情報提供システムの概要

① 行政情報

県民・事業者に対して「産業廃棄物処理業許可情報」や「行政処分情報」等の情報を発信する。岡山市・倉敷市の職員も情報の入力を行うことで、3者間で迅速に情報共有を行う。

また、「産業廃棄物許可証」や「検察庁への照会文」等の各種行政手続で利用

する様式の出力を行う。

② 企業情報

ア 循環資源マッチングシステム

事業活動に伴って発生する循環資源の有効利用を促進するため、循環資源を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）する「循環資源マッチングシステム」を運営する。

イ リサイクル情報システム

県内においてリサイクルを実施している事業者の技術情報や製品等の登録を行う「リサイクル情報システム」を運営する。

③ その他リサイクルに関する情報（県民情報）

県民・事業者に対し、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所に関する情報等の提供を行う。

(2) 岡山県循環資源総合情報支援センター

- ・岡山県，岡山市，倉敷市が提供するデータの一部を利用して，循環型社会形成推進条例に掲げる次の業務を行う。
- ・企業間における循環資源に関する情報の交換を促進すること。
- ・事業者及び県民への廃棄物等の発生の抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報の提供を行うこと。

(3) システム運営の分担

| 区分 | 主体 | 内容 | 委託先 |
|----------|-----|---------------|------|
| 行政情報システム | 県 | 産廃実績報告書のデータ入力 | 事業団 |
| 企業情報システム | 事業団 | 循環資源等の情報提供 | |
| ハードウェア | 県 | 仮想サーバー（情報政策課） | |
| ソフトウェア | 県 | 保守・軽微な改修 | 中電技術 |

以上

本事業は，上記のマッチングシステム等の運営及び行政情報システムに係るソフトウェアの保守等を行うことを目的としており，事業目的の内容に沿うものである。

また，循環資源マッチングシステムの事業効果は下記のとおりである。

記

| 年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| マッチング実績 | 2件 | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 |
| 費用効果 | 119万9000円 | 0円 | 113万6000円 | 18万9000円 | 0円 |
| 積算効果 | 1729万4000円 | 1729万4000円 | 1843万円 | 1861万9000円 | 1861万9000円 |

以上

この点、監査の過程において、循環資源情報提供システムの概要等に確認したところ、かかるシステムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことを確認した。

したがって、上記のとおり、マッチング成立の実績が少ないと言わざるを得ないとしても、循環資源情報提供システムに意義がないとはいえない。

もっとも、システムの利便性については利用者のアンケートを実施しておらず、また、後述の中小企業3Rアドバイザ派遣事業により、アドバイザを企業に派遣し、提供事業者と利用事業者のマッチングを行っており、インターネット上で双方が情報交換を行う「システム」としての運用はできていない状況である。

加えて、マッチング後の取引継続の調査についても実施されていないとのことであり、循環資源マッチングシステムの事業効果が低い点は改善の必要があると思われる。

このように、現状の在り方については、直ちに改善の必要があることから、事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項4-1】循環資源マッチングシステムの運営について検討すべきである。

上記のとおり、過去数年間にわたって、循環資源マッチングの成立実績が極めて少ない状況にある。

この点、マッチングがいったん成立すれば、その当事者間で循環資源のやり取りがなされる可能性があることから、マッチングの成立件数が収斂することは理解できるもののマッチングの成立実績を踏まえると事業効果が疑わしいと言わざるを得ない。

循環資源情報提供システムは、循環マッチングのみを目的として運用されているものではないことから、循環資源に関するマッチングの成立件数が乏しいとしても、かかるシステム全体の有効性を否定するものではないが、循環資源に関するマッチングの成立件数が伸び悩んでいることを踏まえ、広報の在り方や本事業の活用等その運営について検討する必要があることは明らかであることから、循環資源マッチングシステムの運営について検討する必要があると考える。

【事業の効率性 A B C D】

循環資源マッチングシステム事業の費用効果は前記のとおりであるが、循環資源情報提供システム全体の事業効果は認められるものの、前記のとおり、循環資源マッチングシステムの事業効果が低い点は改善の余地がある。

このように、事業効果が低い事業について、補助金として175万円の予算が執行されており、かかる費用と効果と比較した場合、費用は相性を欠いていると思われることから、本事業の効率性の評価をCとした。

7 中小企業3Rアドバイザ派遣事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>県内の企業のうち、中小企業が占める割合（企業数）は99.8%となっていることから、企業の3Rを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要がある。</p> <p>県内の中小企業では、自社で発生する廃棄物を減らすことによるコスト削減化、事業活動における3Rの導入、事業所のゼロエミッション化など、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどに積極的に取り組みたいと検討する企業が存在する一方、それらの取組を実施するため、企業は多くの課題を抱えている現状がある。</p> <p>そういった課題やニーズに沿った助言、情報提供、橋渡し等を行うことにより、産業振興と循環型社会形成の両立を図ることができるとともに、近年横ばいを続けている3R関連施策を発展すること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>公益財団法人岡山県環境保全事業団に標記事業を委託し、環境への取組に精通している人物をアドバイザとして企業に派遣し、廃プラ、木、繊維それぞれに応じた取り組み方法のアドバイス等を行う。令和2年度については、アドバイザの人数を減少し、新たに中核アドバイザを設置することにより、少数精鋭であっせん件数を増加することを目指す。</p> <p>また、同様の事業を実施している他府県に視察を行い、知見を得ることで本事業をより効率的に進める。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 559万1000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 548万9000円 (98%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、中小企業に対する3Rに関する課題やニーズに沿った助言、情報提供、橋渡し等を行うことにより、産業振興と循環型社会形成の両立を図るとともに、3R関連施策の発展を図ることにあり、その目的は、循環型社会形成推進条例や情報支援センターを設立した趣旨に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の委託は、随意契約（委託先：公

益財団法人岡山県環境保全事業団、委託金額：549万2850円)とされており、随意契約とされている理由は「本事業は、中小企業に対し、廃棄物の3Rの取組の導入促進のため、環境への取組などに精通した人物をアドバイザーとして企業に派遣することとしており、事業実施にあたっては、廃棄物に関する技術的、法定的な知見を持ち、事業所に対して適切なアドバイザーを選定、派遣できるものである必要があることから、契約の目的が一般競争入札に適さないものである。(公財)岡山県環境保全事業団は、企業間における循環資源に関する情報の促進や、循環型社会の形成に関する事業者等の意識向上を図ること等が適切かつ確実にを行うことができるものとして岡山県循環型社会形成推進条例に基づく「岡山県循環資源総合情報支援センター」に指定されていることから、本事業の趣旨に最も適したものであり、当事業を的確かつ合理的に実施できる唯一の事業者である」とされていた。

この点、本事業の内容を踏まえると、委託先を岡山県循環資源総合情報支援センターに指定されている岡山県環境保全事業団に委託する合理性は認められる。

また、委託費の算定については、基本方針に基づき算出されていることを確認した。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の企業に対するアドバイザーの派遣実績を確認したところ、80件のアドバイザーが派遣されていること及びアドバイザーが具体的にどのような指導・助言をしたのか把握するための報告書が提出されていることを確認した。

その他、本事業の有効性について、問題となる点は認められなかったため、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性に関して、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

8 おかやまプラスチックスマート運動事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>外国政府による廃棄物輸入禁止措置や、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題等により、廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。</p> <p>このため、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取組を促すべく各種事業を展開すること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) わたしのプラごみ削減テクニック 県内の住民、団体、事業所の廃プラスチック削減意識の醸成を図るため、廃プラ削減の取組状況や、実施予定の取組を募集し、応募された取組をごみゼロ社会プロジェクト推進会議で審査し、優秀な取組の応募者には賞状と商品を贈る。</p> <p>(2) おかやまプラスチック3R宣言事業所 県内の事業所に、従業員のマイボトル持参等や事業に伴う廃プラスチックの削減（例：プラスチック製品の不使用や、リユース、異なる素材の製品に切替え）など、プラスチック製品の3Rを宣言し取り組んでもらう。 宣言を行った事業所には登録証を交付するとともに、取組を行っていることを従業員・来客にアピールできる資材（例：のぼり旗、ステッカーなど）を配布する。 また、宣言した事業所及び取組内容をHPで公開する。</p> <p>(3) プラスチック3Rに関する広報 (1)の優秀な取組をとりまとめた冊子やパンフレット等の啓発資材を作成し、県内の環境イベント等で配布するとともに、各種媒体を利用して広報を行う。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 789万8000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 590万3000円 (74%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、県民及び事業者による主体的な廃プラスチックの削減に向けた取組を促すことにあり、その目的は循環型社会形成推進条例の趣旨に合致する。

この点、プラスチック3Rに関する取組についてエコビジョン2020において

は、言及されていなかった。

監査の過程において、プラスチック3Rに関する取組を実施した理由を確認したところ、①プラスチックの削減の必要性について海洋プラスチックごみ問題や外国政府のプラスチックごみ輸入規制等により近年急速に高まっていること、②令和元年5月31日には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として、プラスチック資源循環戦略が国の施策として示され、戦略の1つとして、レジ袋の有料化が容器リサイクル法の省令改正（令和元年12月）により令和2年7月1日から全国一律に開始されたこと及び③スプーンやストローなどの使い捨てプラスチック製品の有料化等を盛り込んだプラスチック資源循環法の成立に向けて検討が進められていた（令和3年6月成立、令和4年4月1日施行）を踏まえて、令和2年度において本事業に取り組んだとのことである。

また、エコビジョン2040においては、プラスチック3Rの推進として「海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行うことによりプラスチック3Rに向けた主体的な取組を推進します。」と記載されている。

このように、本事業について、エコ2020には直接の規定はなかったものの、その他の法令等を根拠に本事業を実施したことを確認した。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、おかやまプラスチック3R宣言事業所募集事業に関する契約締結に関する資料を確認した。

上記事業は、技術提案型の随意契約（委託先：公益財団法人岡山県環境保全事業団、委託金額400万円）の方式でなされており、提案は1社のみからなされたことを確認した。

なお、技術提案とする理由は、「本業務は県内の事業所に、プラスチック3Rに係る取組を宣言し、実践していただくものであることから、プラスチック3Rに関する事業者の主体性を引き出すために、事業者のメリット等を効果的にPRする必要がある、かつ、専門的な知識が必要であり、単なる価格競争では成果を期待しにくい業務であり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案により委託することが相当であるため。」とされていた。

この点、本事業は、令和2年度から開始された事業であり、民間の技術提案を受けることは岡山県においてノウハウを蓄積するうえで重要であることを考慮すれば、技術提案方式による随意契約によることに合理性を認めうることから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、事業の内容について岡山県においてノウハウを蓄積すべきであり、将来にわたって技術提案方式による随意契約によることは避けることが望ましい。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、廃プラスチックの削減に向けた取組を推進するため、①わたしのプラご

み削減テクニックとして、廃プラ削減の取組状況や、実施予定の取組を募集し、表彰すること、②県内の事業所にプラスチック製品の3Rを宣言し取り組んでもらうこと及び③プラスチック3Rに関する広報を行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、各事業の参加人数等を確認したところ、令和2年度のわたしのプラごみ削減テクニックの応募数は31件、3R宣言事業所の登録件数は595件及び広報資材の配布実績は木の登録証が468件、のぼり旗78件、木のファイルとマウスパッドが48件であることを確認した。

この点、本事業は令和2年度から実施されていることから、わたしのプラごみ削減テクニックが必ずしも大多数ではないものの、啓発としての事業の有効性を認めることができると思われる。

なお、本事業の成果設定について確認したところ、前記のとおり、令和3年度のマイバック持参率アンケート調査において、「使い捨てプラスチックごみの削減について」等3Rに関する意識調査の項目を追加するとともに、「海ごみ」についての項目も追加されており、県民の廃プラスチックに関する意識調査がなされているとのことであった。

このように、本事業の成果の把握について検討されていることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の有効性において検証したとおり、本事業の成果の指標が設定されているとのことである。

この点、本事業において、令和2年度は、約590万円の予算が執行されているところ、執行金額と事業の成果が均衡しているか否かを把握することができる状況にあることを考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

もっとも、上記の予算執行額は必ずしも少額とは言えないことから、啓発事業である本事業の費用対効果を常に検証する必要があるのであって、漫然と前例踏襲とならないよう強く留意する必要がある。

9 プラスチック3R推進セミナー事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>外国政府による廃棄物輸入禁止措置や、海洋プラスチックごみによる環境汚染問題等により、廃プラスチックの排出抑制、適正処理が求められている。</p> <p>このため、廃プラスチックが環境へ及ぼす影響や、プラスチック製品の3Rの必要性、日常生活で出来る取組例等を、県民に対して分かりやすく紹介するセミナーを開催するとともに、排出事業者に対し、事業者が出来る廃プラスチックの3Rに向けた取組例を紹介するセミナーを開催すること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) 排出事業者向けセミナーの開催 環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、排出事業者ができる廃プラスチックのリサイクルに向けた取組について実例を交えた講演を行う。</p> <p>(2) 県民向けセミナーの開催 環境への影響など廃プラスチック問題の講演や、廃プラスチックのリサイクル促進の必要性、日常生活で出来る取り組みについて実例を交えた講演を行う。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進条例 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 282万円 | 令和2年度決算 (執行率) | 239万3000円 (84%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前項のおかやまプラスチックスマート運動事業において検討したとおり、プラスチック3Rに関する取組についてエコビジョン2020においては言及されていないものの、その他の法令等を根拠に本事業を実施したとのことである。

また、監査の過程において、事業者向けプラスチック3R推進セミナー開催業務に関する契約締結に関する資料を確認した。

上記事業は、技術提案型の随意契約（委託先：株式会社オフィスダン、委託金額131万7030円）の方式でなされており、提案は3社からなされたことを確認した。

なお、技術提案とする理由は、「本業務は、プラスチックが環境に及ぼす影響や、プラスチック3R等への取組事例などについてのセミナーを開催するものであり、単に

価格競争では成果を期待しにくい事業であり、その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案により委託する。」とされていた。

この点、本事業は、令和2年度から開始された事業であり、民間の技術提案を受けることは岡山県においてノウハウを蓄積するうえで重要であることや実際に3社からの技術提案があったこと等を考慮すれば、技術提案方式による随意契約によることに合理性を認めうることから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、岡山県においてノウハウを蓄積すべきであり、将来にわたって技術提案方式による随意契約によることは避けることが望ましい。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、廃プラスチックの3Rに向けた取組例を紹介するセミナーを開催することで廃プラスチックの排出抑制、適正処理を促進することであり、啓発を主たる目的とするものである。

監査の過程において、セミナーの資料等を確認したところ、令和3年1月20日にセミナーが開催されたこと、会場参加者が40名であったこと、セミナーにおいてアンケートが実施されていたこと等を確認した。

これらの点について、特に問題は認められなかったため、本事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

10 生活環境施設整備指導監督事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|---------------|
| 事業目的 | 市町村等では一般廃棄物処理体制を整備するため、国の循環型社会形成推進交付金等を活用し、施設整備を行っている。 岡山県は、当該交付金等の事務委任を受けており、事業の円滑な進行のため、環境省との連絡・調整、市町村等への監督指導を行うこと。 | | |
| 事業内容 | 当該交付金の要綱・要領に従い、必要な事務処理を行うとともに、環境省との連絡関係会議への出席により、情報収集に努め、市町村への情報提供、周知等を行う。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 循環型社会形成推進交付金交付要綱、環型社会形成推進交付金交付取扱要領 | | |
| 主な財源 | 国庫補助金，一般財源 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 17万6000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 13万円 (73%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

循環型社会形成推進交付金交付要綱及び環型社会形成推進交付金交付取扱要領は、それぞれ下記のとおり規定している。

記

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合，広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事

項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

(「循環型社会形成推進交付金交付要綱」抜粋)

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

(「環型社会形成推進交付金交付取扱要領」抜粋)

上記の循環型社会形成推進交付金交付要綱及び環型社会形成推進交付金交付取扱要領の内容から明らかなように本事業の主体は国であるものの、循環型社会形成推進地域計画の作成や提出等について、都道府県は事務の委託を受けている。

本事業は、これらの委託事務を円滑に行うとともに、市町村に対する適切な監督指導を行うことを目的としており、前記各要綱の定める趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の本補助金の対象事業を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

① 廃棄物処理施設整備事業

| 所 管 | 事業主体 | 整備事業 | 整備規模 | 工 期 |
|-------|--|------------------------|--------------------|--------|
| 備前局 | 岡山市 | 汚泥再生処理センター | 300k1/日 | H27～R3 |
| | | 計画支援事業 | — | H30～R3 |
| 備中局 | 倉敷市 | ストックヤード | 700 m ² | H29～R2 |
| | | リサイクルセンター | 20 t /日 | R2～R6 |
| | | ごみ焼却施設 | 300t/日 | R2～R6 |
| | | 汚泥再生処理センター | 158k1/日 | R2～R5 |
| | | 計画支援事業 | — | H30～R2 |
| | 総社広域環境施設組合 (倉敷市(真備地区), 総社市) | 長寿命化計画策定支援事業 | — | R1～R2 |
| | | 計画支援事業 | — | R1～R2 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 (笠岡市・井原市・浅口 市・里庄町・矢掛町) | 計画支援事業 | — | R1～R4 |
| 最終処分場 | | 104,600 m ³ | R1～R3 | |
| 美作局 | 真庭市 | 計画支援事業 | — | R1～R2 |

②浄化槽整備事業

実施市町村

倉敷市, 津山市, 玉野市, 新見市, 笠岡市, 総社市, 高梁市, 赤磐市
真庭市, 浅口市, 和気町, 里庄町, 鏡野町, 久米南町, 吉備中央町

以上

なお、令和2年度は環境省との連絡関係会議（全国廃棄物・リサイクル行政主管課会議、全国浄化槽行政担当者会議）にはオンライン会議の方法で参加したため旅費の支出はなかったとのことである。

また、市町村に対する情報提供、周知及び指導内容について確認したところ、「国から通知等や情報提供があった際には、遅滞なく市町村へ周知・情報提供しました。また、循環型社会形成推進交付金等が円滑に活用されるよう市町村からの相談に応じるとともに、市町村による交付金事務が要綱・要領に従って適正に行われているか、書類審査を行いました。」との回答を得た。

上記の事業の実施状況を踏まえると、事業目的に沿って事業が実施されていることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

1.1 浄化槽設置促進事業

| | | | |
|--------------|---|--------------|-------------------|
| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
| 事業目的 | <p>し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽は、比較的安価かつ短期間に設置できる上、放流水の水質もよいことから、生活雑排水による生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁を防止する有効な手段である。</p> <p>国においては、昭和62年度から浄化槽の設置に対する国庫補助（平成17年度から交付金制度へ移行）を行っており、岡山県においても、昭和63年度から国に準じて補助を行っており、かかる補助事業を引き続き行うこと。</p> | | |
| 事業内容 | 浄化槽設置者に対し補助事業を行う市町村に対し補助を行う。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱，クリーンライフ100構想 | | |
| 主な財源 | 一般財源（1億3615万5000円） 環境保全基金繰入金（680万9000円） | | |
| エコビジョン2020目標 | 合併処理浄化槽への転換数：340基 | 2019年度達成状況 | 合併処理浄化槽への転換数：54基 |
| 令和2年度予算 | 1億4296万4000円 | 令和2年度決算（執行率） | 1億1715万5000円（81%） |

【所要額見込】

（「見積額」の単位は千円）

| | | 令和2年度 | | | | | |
|----|------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 所要額調査 (予算要求時) | | | | | |
| | | 計画基数 | | | 県補助金 | | |
| | | | うち単独撤去 | うち宅内配管 | | うち単独撤去 | うち宅内配管 |
| 1 | 倉敷市 | 450 | 30 | 0 | 49,214 | 630 | 0 |
| 2 | 津山市 | 220 | 10 | 0 | 28,930 | 300 | 0 |
| 3 | 玉野市 | 5 | 0 | 0 | 707 | 0 | 0 |
| 4 | 笠岡市 | 65 | 1 | 0 | 8,403 | 30 | 0 |
| 5 | 井原市 | 59 | 3 | 3 | 8,308 | 90 | 300 |
| 6 | 総社市 | 110 | 5 | 5 | 14,823 | 150 | 500 |
| 7 | 高梁市 | 55 | 5 | 0 | 7,419 | 150 | 0 |
| 8 | 備前市 | 55 | 0 | 0 | 7,177 | 0 | 0 |
| 9 | 瀬戸内市 | 114 | 3 | 0 | 13,906 | 90 | 0 |
| 10 | 赤磐市 | 30 | 0 | 0 | 4,140 | 0 | 0 |
| 11 | 真庭市 | 76 | 1 | 0 | 11,910 | 30 | 0 |
| 12 | 浅口市 | 55 | 0 | 0 | 7,590 | 0 | 0 |
| 13 | 和气町 | 2 | 0 | 0 | 248 | 0 | 0 |
| 14 | 里庄町 | 14 | 3 | 3 | 2,093 | 90 | 300 |

| | | | | | | | |
|----|-------|-------|----|----|---------|-------|-------|
| 15 | 矢掛町 | 10 | 0 | 0 | 1,342 | 0 | 0 |
| 16 | 鏡野町 | 10 | 0 | 0 | 1,380 | 0 | 0 |
| 17 | 勝央町 | 3 | 0 | 0 | 414 | 0 | 0 |
| 18 | 西粟倉村 | 1 | 0 | 0 | 117 | 0 | 0 |
| 19 | 久米南町 | 5 | 1 | 0 | 692 | 30 | 0 |
| 20 | 岬町 | 30 | 3 | 0 | 4,172 | 90 | 0 |
| 21 | 吉備中央町 | 30 | 2 | 4 | 4,600 | 60 | 400 |
| 合計 | | 1,399 | 67 | 15 | 177,585 | 1,740 | 1,500 |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱及びクリーンライフ100構想は、下記のとおり定めている。

記

(目的)

第1条 知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、予算の範囲内において浄化槽設置促進のために補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県告示第513号）及びこの要綱に定めるところによる。

（「岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱」抜粋）

概要

クリーンライフ100構想は、下水道、集落排水及び合併処理浄化槽の汚水処理施設の人口普及率100%を目指し、各汚水処理施設の効率的かつ効果的な整備を図るために汚水処理区域と汚水処理人口の分担率を定めたマスタープランであり、平成7年度に各市町村の実情に即した計画として県がとりまとめたものです。その後、平成15年度及び平成22年度に見直しを行いながら、汚水処理施設の整備を推進してきましたが、人口減少など社会情勢の変化等に対応するため、平成28年度に構想を見直しました。

（クリーンライフ100構想に関する岡山県のHP抜粋）

本事業は、浄化槽の普及により生活雑排水による生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁を防止することを目的としており、上記岡山県浄化槽設置促進費補助金交付要綱及びクリーンライフ100構想の目的に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業にける補助金の交付手続き等について、問題となる点は認められなかったため、本事業の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、前項に記載した目的を達成するために、浄化槽設置者に対し、市町村を通じて補助するものである。

この点、下水道の敷設が困難な地域があることは否めず、そのような地域において浄化槽の設置を促すことは、環境維持のために、不可欠であると考えられる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとする。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

12 災害廃棄物処理体制強靱化事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|-----------------------|
| 事業目的 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨では本県でも河川破堤等により、浸水被害があったが、災害廃棄物の処理主体である市町村による仮置場の開設が間に合わず、路上に大量の災害廃棄物が排出されるなど、その後の処理が困難となる事例があった。 本県では、業務マニュアルを作成しているが、平成30年7月豪雨に係る課題を踏まえ、業務マニュアルについて見直す必要がある。 市町村災害廃棄物処理計画（市町村処理計画）では、主に地震被害を想定した災害廃棄物の発生量推計がなされているが、豪雨等による浸水被害に係る発生量推計はほとんど行われておらず、具体的な集積所・仮置場の候補地選定は進んでいないことから、浸水被害による災害廃棄物発生量等を推計し、市町村へ仮置場等の候補地選定を促す必要がある。 | | |
| 事業内容 | <p>(1) 災害廃棄物処理業務マニュアルの改訂 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理対応で得られた経験や課題，県処理計画の見直しを踏まえて業務マニュアルを改定する。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理計画補完資料作成 平成30年7月豪雨における災害廃棄物処理の実績に基づき，浸水被害に係る廃棄物の発生単位を算出し，既存の原単位との比較・検証を行う。 また，ハザードマップ等により示された浸水想定に基づき推計した全壊・半壊等の被災建物数から，浸水被害による災害廃棄物の発生量を推計し，県処理計画の補完資料とするとともに，市町村に提示し，浸水被害に対応した集積所・仮置場の候補地選定を促す。</p> <p>(3) 災害廃棄物仮置場設置訓練モデル 住民への分別区分等の広報を含め，適切に運営できるよう，県，市町村，協定締結団体が連携した仮設置場設置訓練をモデル的に実施し，その成果を市町村へ水平展開する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 災害廃棄物対策指針（環境省），岡山県災害廃棄物処理計画 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | 災害廃棄物処理計画策定市町村数： 19市町村 | 2019年度達成状況 | 災害廃棄物処理計画策定市町村数：14市町村 |
| 令和2年度予算 | 1819万9000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 1760万9000円 (96%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県災害処理計画は、背景及び目的について、下記のとおり定めている。

記

第1 総則

1 背景及び目的

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のためには迅速な災害廃棄物の処理が必要となる。

本県でも、平成30年7月豪雨により多量の災害廃棄物が発生するとともに、南海トラフ巨大地震による被害も懸念されているところである。

環境省は、平成26年3月、東日本大震災で得られた経験や知見等を踏まえ、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部）を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。）として取りまとめ、平成30年3月に改定している。

指針において、「都道府県は、国が定める廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が求められた。

また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、廃棄物処理法第5条の5の規定により都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

指針等を踏まえ、本県で災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とする岡山県災害廃棄物計画を策定した。

なお、平成28年3月に本計画を策定したところであるが、その後発生した平成30年7月豪雨において明らかとなった課題等を踏まえて、より実効性がある計画にするため、令和2年3月に本計画の見直しを行った。

（「岡山県災害廃棄物処理計画」抜粋）

本事業は、岡山県災害廃棄物処理計画において「新たに非常災害時における廃棄物

の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた」ことを踏まえ、災害廃棄物の処理に関する業務マニュアルを作成することを目的としており、その目的は、岡山県災害廃棄物処理計画に適うものである。

このように、本事業の法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する見積書等を確認したところ、委託について、問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、①災害廃棄物処理業務マニュアルの改訂、②災害廃棄物処理計画補完資料作成及び③災害廃棄物仮置場設置訓練モデルを内容とするものであり、いずれも本事業の目的を達成するものである。

また、本事業は、災害時に備えるものであって、成果指標の設定や成果検証になじまない事業であると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において会議の会場として民間のホテルが利用されているところ、その理由としては、①委員が参集しやすい場所として主要駅から近い場所、②駐車場が十分にあること及び③会場として適当な広さがあることを条件に検討し、民間のホテルを選択したとのことである。

かかる手続きについて、直ちに問題があるとは言えないことから事業の効率性の評価をBとした。

ただし、安易に民間のホテルを利用する運用は効率性の観点から望ましくなく、可及的に公共の施設を利用することが望ましい。

13 おかやまの美しい海，海ごみクリーンアップ事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 |
|------|--|----------|
| 事業目的 | <p>岡山県では，平成19年度に「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」を設置し，市町村と連携して，海岸漂着物など（漂着ごみ，漂流ごみ，海底ごみ）の海ごみ対策を進めてきたが，取組をより総合的かつ効果的に進めるため，平成27年度に「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し，国庫補助金を活用した市町村への補助に加え，県として普及啓発事業等を実施している。瀬戸内海の海ごみは，河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半を占め，海洋環境に影響を及ぼしていることから，県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を持ち，発生抑制を図ることが重要である。そのため，県下全域の市町村や，瀬戸内海を囲む中国四国各県・NPO等と連携して海ごみ対策を進めることとし，国が行う地方自治体への財政支援を活用した事業を実施すること。</p> | |
| 事業内容 | <p>(1) 海と川と山，環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業</p> <p>①三大河川流域啓発リレー（県内9カ所，3大河川×3市町村） 三大河川の流域市町村と連携し，海や河川等の清掃活動と合わせ，海と河川とのつながり，保全することの大切さについて，各地域の環境・文化などの特性を踏まえた学習活動を実施し，保全宣言を行う。</p> <p>②三大河川流域啓発リレーステップアップ事業（県内3カ所，3大河川×1市町村） 前年度に三大河川流域啓発リレーを実施した市町村のうち，河川ごとに1カ所を対象として，啓発パネルやリレー事業で作成した保全宣言横断幕等を展示するとともに，海ごみに関するミニ講演会を開催する。</p> <p>③海ごみフォーラムの開催（県内1回開催） 自治体やNPO等による海ごみ対策の先進的な取組事例の紹介や基調講演等を行うフォーラムを瀬戸内海沿岸県と連携し開催する。</p> <p>④漂着ごみ組成調査事業（県内3カ所） 漂着ごみが多く，地域住民による清掃活動が行われていないか頻度が少ない場所を選定し，漂着ごみの回収及び分類，計測，記録を行い，実態の把握を行う。</p> <p>⑤海ごみ啓発資材の作成，広報 海ごみ対策やマイクロプラスチックの海への影響等を紹介する啓発資材の作成，広告媒体掲載（山陽新聞2回掲載） （①～④及び⑤の一部は委託により実施）</p> <p>⑥海ごみ対策連絡調整会議の開催</p> <p>(2) 海ごみクリーンアップ事業 市町村による海ごみの回収，処理及び発生抑制対策事業への助成を行う。</p> | |

| | | | |
|--------------|---|------------------|---------------------|
| 法令・条例・要綱等 | 海岸漂着物等の処理推進法，岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画 岡山県海ごみ地域対策推進事業補助金交付要綱 | | |
| 主な財源 | 国庫（2244万8000円），一般財源（491万5000円） | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 2736万3000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 2584万2000円 (94%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画は，下記のとおり定めている。

記

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と目的

本県の沿岸は，国立公園に指定されている瀬戸内海に面しており，その区域には，多島美をはじめ，渋川海岸に代表される白砂青松等の優れた自然景観や，アマモ場や干潟等の生物にとって重要な生息環境を有している。また，ノリ，カキの養殖及び底びき網等の漁業が営まれる恵み豊かな海域として，そして海水浴場やキャンプ場等のレクリエーション活動の場として，県民共有の財産となっている。

一方で，県内各地から河川を通じて流入する多様なごみ等は，その一部が漂流し，海岸に漂着して景観の悪化，利用の支障となったり，海底に堆積して漁業に影響を及ぼすなど，貴重な自然環境を保全する上での課題となっている。

本県では，これまで，地域住民，民間団体，国，県及び市町村等の多様な主体による清掃等の取組が行われているが，海岸漂着物等※は継続して発生しており，今後も自然景観，自然環境への影響が懸念されている。

このため，本県では，平成19年に県及び市町村から構成される「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し，共同して海ごみ対策を検討する取組を進めてきた。また，国においては，平成21年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定され，海岸漂着物の対策が図られることとなった。

今般，漂流ごみ及び海底ごみの対策も推進されることとなったことから，海岸漂着物処理推進法等に基づき，海岸漂着物等の円滑な回収・処理と効果的な発生抑制を多様な主体との役割分担と連携，協力を通じて，総合的かつ効果的に推進し，良好な景観及び環境の保全を図ることを目的として，「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定する。

※本計画において対象とする海岸漂着物等とは，海岸に漂着又は散乱しているごみ

等である海岸漂着物、漂流物である漂流ごみ及び海底の堆積物（水底土砂は除く。）である海底ごみとする。

（「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」1頁抜粋）

第5 海岸漂着物等の対策

1 円滑な回収・処理の推進

（省略）

2 発生抑制の推進

海岸漂着物等の対策の推進には、それ自体を発生させないとする取組が重要で、効果的であるといえる。

本県の海岸漂着物等には、地域で日常生活に伴って発生するごみが河川から瀬戸内海へとつながる水の流れを通じて流入しているものが含まれていると考えられる。その発生状況は、アンケートの結果が示すように、海域の環境の保全に対する県民の理解度を反映しているともいえる。

この問題の解決のためには、海岸を有する地域のみならず、県下全ての地域において、県民が自らの課題であるとの認識に立ち、発生抑制に取り組むよう意識の向上を図ることが重要である。

これらのことを踏まえ、県下全域において海岸漂着物等に係る発生抑制の取組を推進する。

(1) 県民への普及啓発

海岸漂着物等の発生抑制の取組が進んでいない要因としては、アンケートによると、県下の多くの地域において、県民の理解度が進んでいないためであると考えられることから、その周知を図る取組を推進する。

国、県及び市町村は、インターネット等を活用した広報や、意識啓発の機会の創出に努めるとともに、民間団体等と連携、協力し、より効果的な普及啓発を検討する。

特に、海岸漂着物等の削減のためには、沿岸部以外で発生するごみも河川等を通じて海域に流入し、海岸漂着物等となることを広く情報発信し、県下全域で取り組むことが重要であり、様々な機会を捉え、県民理解を促すことが必要である。

また、海岸漂着物等の発生状況や原因の実態を把握することも重要であり、県及び市町村は、必要な調査や情報収集を実施し、これらの情報を広く共有できるように努める。

（「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」10頁から12頁抜粋）

3 多様な主体との役割分担と連携の確保

海岸漂着物等の対策を効果的に推進するためには、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体、県民、事業者、学術機関、海岸利用者及び海域で活動をする者等の多様な主

体が、それぞれの立場を理解した上で、適切な役割分担の下、情報共有し、相互に連携、協力して取り組むものとする。

基本的な役割分担

| 主体 | 役割 |
|----------------|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等対策の推進のための財政上の措置 ・地方公共団体との情報共有，連携の推進 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の管理 ・国，他府県，市町村及び関係者との連携の推進 ・海岸漂着物等の対策に関する情報の収集 ・海岸漂着物等の対策に関する情報の発信 ・適正処理 ・発生抑制についての普及啓発 ・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進 ・環境学習の推進 |
| 海岸管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理する海岸等の清潔な保持のため必要な措置 ・管理する海岸等の漂着状況の把握及び関係者との連携 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者との連携と海岸漂着物等の処理への協力 ・海岸漂着物等の情報収集と関係者や住民への情報提供 ・住民や事業者等への清掃活動の参加の呼びかけ，連絡調整 ・適正処理 ・発生抑制についての普及啓発 ・不法投棄に対する適切な対応と廃棄物処理法の適切な運用の推進 ・環境学習の推進 |
| 民間団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な清掃活動の実施 ・環境学習や3R推進活動を通じての海岸漂着物等の対策やごみの減量に対する地域の理解促進 ・ネットワークや清掃活動の経験を活かした各主体との連携 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止，自然環境保全のためのマナー ・モラルの徹底 ・3R推進活動の実践とごみの発生抑制の取組 ・清掃活動への参加 ・適正な処理の実施 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進活動の実践とごみ発生抑制の取組 ・環境負荷の低い製品，サービスの提供 ・清掃活動への参加 ・適正な処理の実施 |
| 学術機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的情報の提供 ・環境教育と実践活動の実施 |
| 海岸利用者・海域で活動する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止，自然環境保全のためのマナー・モラルの徹底 ・清掃活動の実施 ・適正な処理の実施 |

(「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」 13頁から14頁抜粋)

本事業は、瀬戸内海の家ごみは、河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半を占め、海洋環境に影響を及ぼしていることに鑑み、市町村等と連携し、県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を持ち、発生抑制を図ること等を目的とするものである。

これらの目的は、上記の岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画に沿うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する資料を確認した。

まず、海と川と山、環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業の委託契約は条件付一般競争入札（予定価格：382万8000円、入札者数：5社、落札価格：223万8990円）の方式でなされており、特段問題となる点は認められなかった。

次に、三大河川流域啓発リレーステップアップ事業は技術提案型随意契約（予定価格：255万5300円、提案者：3社、委託金額：255万5200円）とされていた。なお、随意契約とされている理由について「本業務は、昨年度から実施している三大河川流域啓発リレーを実施した内陸部の市町村で海ごみに対する意識をさらに醸成するために実施するもので、海ごみに関する知識や知見を有する必要があるため、単なる価格競争では成果を期待しにくい業務である。その性質や目的が競争入札に適さないものであることから、技術提案型によるコンペ方式により受注業者を決定するものである。」とされていた。

上記の随意契約とした理由について追加で質問をしたところ、三大河川流域啓発リレーステップアップ事業は、海と川と山、環境と文化をつなぐ美化意識啓発事業よりも取組の経験が浅く、岡山県にノウハウが十分でないため、技術提案による随意契約によらざるを得ないとのことであった。

また、海ごみ啓発資材の作成、広報事業については、山陽新聞社に対して随意契約の方式により委託されていたところ（委託金額：431万2000円、随意契約の理由：本事業は、県の海岸漂着物等対策に係る取組の一つとして、広く県民に対し、海ごみの現状化発生抑制に向けた取組の必要性等を啓発することを目的としており、県内で最大の部数を発行している山陽新聞の紙面において広報を実施することが、新聞での周知では最大の効果を期待できる。）、事業の性質上、随意契約によることが相当と思われる。これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、海ごみの発生抑制のため、県民一人ひとりがポイ捨てしない意識を啓発するため、①三大河川流域啓発リレー、②三大河川流域啓発リレーステップアップ事業、③海ごみフォーラムの開催及び④海ごみ啓発資材の作成、広報等の啓発事業を行うことや漂着ごみ組成調査を行うこと、海ごみ対策連絡調整会議の開催すること並びに市町村による海ごみの回収、処理及び発生抑制対策事業への助成を行うこと等を内容とするものである。

監査の過程において、各事業の執行状況に関する資料（例：三大河川流域啓発リーに関する報告資料（岡山県HP）、海ごみ対策連絡調整会議（資料等）を確認したところ、いずれの事業も執行されていることを確認した。

なお、本事業は啓発を目的とすることを内容とするものであり、本事業の成果の検証について確認したところ、「各啓発事業においては、事業の実施に伴い、参加者にアンケート調査を行っている。また、令和3年度のマイバッグ持参率等アンケート調査において、アンケート項目に『海ごみについて』を追加しているところであり、アンケート調査の結果によって、本事業による周知の状況を把握できると考えている。」との回答がなされた。

このように、本事業の成果指標の設定について検討されていることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の有効性は認められるとともに、成果指標の検討がなされていることは前項において検討したとおりである。

このように、本事業について、効率性を検証できる体制となっていることを考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

ただし、本事業の令和2年度の予算執行額は2000万円を超過していることから、事業の効率性について、常に検証を怠ることがないように留意する必要がある。

14 環境衛生普及事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|-----------------|
| 事業目的 | 安全で快適な生活環境づくりを行うため、県内全域におけるネットワークを活用して生活環境の向上に取り組んでいる岡山県環境衛生協会に対して、岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱に基づき補助すること。 | | |
| 事業内容 | ①環境衛生に関する知識の普及及び実践活動の徹底 ②資源循環型社会の形成に向けた実践活動 ③地区環境衛生組織の育成指導 ④講習会，研究会等の開催 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱 | | |
| 主な財源 | 環境保全基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 150万円 | 令和2年度決算 (執行率) | 150万円 (100%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B **C** D】

岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱は、下記のとおり、規定している。

記

(趣旨)

第1条 知事は、地域で環境衛生改善活動を行っている地区の組織の育成・支援を行い、もって、生活環境の向上を図るため、岡山県環境衛生協会が行う事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（「岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱」抜粋）

なお、環境衛生協会の概要は、下記のとおりである。

記

1 設置目的

環境衛生に関する地区組織の育成強化と普及向上を図り、県民の生活環境の向上に寄与する。

2 事業概要

- 環境衛生に関する知識の普及並びに実践活動の徹底
- 資源循環型社会の形成に向けた実践活動
 - ・ 地区環境衛生組織の育成指導
 - ・ 講習会，研修会等の開催
 - ・ 機関誌の刊行
 - ・ その他目的を達成するために必要な事業

3 会員

- ・ 正会員（目的に賛同して入会した環境衛生改善団体）47団体
- ・ 賛助会員（この法人の目的に賛同し，会費年額1万2000円を1口として，1口以上の賛助会費を納入した者）

4 役員

- ・ 会 長 1名
- ・ 副会長 6名
- ・ 理 事 26名（正，副会長含む）
- ・ 監 事 3名

5 その他

- ・ 同協会の事務局は岡山県庁内に存在している。
- ・ 同協会の事務局業務は，岡山県庁の職員4名が職務専念義務免除を受けて，年間10日の範囲内で行っている。

以上

本事業の目的は，岡山県環境衛生協会が行う事業に対して，補助金を交付することで，同協会の事業の促進を図るものであり，その目的は，岡山県環境衛生協会事業費補助金交付要綱に合致している。

なお，監査の過程において，岡山県環境衛生協会の成り立ちや県との関係について確認したところ，同協会は，伝染予防法の施行に伴う厚労省通知のもと組織され，かつては協会役員に県幹部があて職として就くなど県と関係が密接であったとのことであった。

このように，岡山県環境衛生協会は公的色彩が強い組織であるが，同協会は，現状は任意団体であり，かかる任意団体のみを対象として補助金を交付すること，同協会の事務局を県庁内に設置すること及び同協会の事務を県庁の職員が行うことについて，必要に応じてそのかわり方について検討する必要があると考える。

これらの点を考慮して，本事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

なお、その他財務事務の執行に関して、問題となる点は認められなかった。

【意見4-1】岡山県環境衛生協会の事務局を県庁内に設置すること、同協会の事務を県の職員が行うことについて、そのかかわり方を検討するとともに、補助金の対象を環境衛生協会のみとすることを改善すべきである。

岡山県環境衛生協会が全県的に環境政策に資する事業を実施していることを否定するものではないが、同協会と岡山県との関係については、必要に応じて改善するよう検討する必要がある。

また、補助金の対象についても、岡山県環境衛生協会のみとする必要まではないことから、改善を検討すべきである。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、環境衛生に関する知識の普及及び実践活動の徹底等を図るため補助金の交付を目的とするものであるものの、前記のとおり、本補助金は、環境衛生協会のみを対象としており、補助金の活用方法としては、有効に機能しているとは思えず、検討が必要である。

したがって、本事業の有効性の評価をCとした。

【事業の効率性 A B C D】

岡山県と岡山県環境衛生協会の関係について、関わり方の検討が必要であることは、前記のとおりである。

その他事業の効率性については問題がないため、その評価をBとした。

15 環境美化対策事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|-------------------|
| 事業目的 | <p>本事業は、地域における環境美化活動を推進するため、モデル地区における重点的な取組を支援し、この取組を通じて住民のモラル向上を図るもので、県の責務として岡山県環境衛生協会に委託して実施する。</p> <p>なお、平成27年度から、環境美化活動のモデル地区数を増やして、さらなる地域での普及啓発活動を推進するよう積極的に働きかけてきたところであり、令和2年度以降も、積極的に事業の普及を図る。</p> <p>また、従来より岡山県は、当該協会の活動支援を行うことで、地域住民による自主的な環境保全活動の推進及び地区組織の育成強化、普及向上を支援してきた。</p> <p>さらに、当該協会を通じて会員である各市町村協議会は、おかやま・もったいない運動等、県の各種事業に積極的に参加しており、当該協会は県の施策普及に大きな役割を果たす。</p> | | |
| 事業内容 | <p>当該団体への委託内容は、県下全域の公共スペースの環境美化、不法投棄防止、廃棄物排出抑制等を図るための啓発活動、実践活動に関する事業である。</p> <p>〔実施内容〕 ゴミ一斉清掃活動、環境美化普及・啓発活動、花いっぱい運動、マイバック運動、その他環境美化活動</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 快適環境条例 | | |
| 主な財源 | 環境保全基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 99万3000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 95万2000円 (95%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

快適環境条例の目的等については、「2 快適な環境づくり推進事業」において述べたとおりであり、本事業の目的は、快適環境条例が規定する美観や清潔さを確保し、きれいで快適な環境を実施するため、落書き、空き缶の投棄の防止等の総合的かつ広域的な施策の実施や広報活動の充実を講ずることにある。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する資料を確認したところ、本事業は、環境衛生協会に対し、随意契約（委託金額99万3000円）

0円)の方式で委託されていたところ、随意契約とする理由について「岡山県環境衛生協会は、空き缶の散乱防止や道路河川の清掃など、環境美化に関する様々な実践活動を県内各地で地域住民を巻き込んで積極的に行っているため、県下全域において環境美化活動を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることができ、本事業を適正に実施できる唯一の団体である。」とされていた。

この点、本事業の特徴を踏まえると、岡山県環境衛生協会に委託することはやむを得ないと言えることから、「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」といえる。

この点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、環境衛生協会による事業の実施状況に関する資料を確認した。

この点、環境衛生協会は、岡山県下に11の支部を持つとともに、県内の全市町村の環境衛生協議会が正会員となっている組織であることから、本事業を同協会に対して委託することで本事業を効果的に進めることが可能となる。

また、マイバック運動に関しては、アンケートによって成果が検証されていることも認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性において、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

16 きれいな生活環境づくり促進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | 地域における清掃活動は、快適な生活環境を確保するためには、欠かすことのできない重要な活動であり、環境美化運動を推進していく上で、このような活動に光を当てること。 | | |
| 事業内容 | <p>(1) 「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用 平成29年度に運用を開始したウェブページ「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用を行う。</p> <p>(2) 「晴れの国クリーンアップおかやま」PR事業 「晴れの国クリーンアップおかやま」の認知度向上及び利用者拡大のため、各種PR事業を展開する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 361万円 | 令和2年度決算 (執行率) | 176万9000円 49(%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

本事業は、地域における清掃活動は、快適な生活環境を確保するためには、欠かすことのできない重要な活動であり、環境美化運動を推進していく上で、このような活動に光を当てることが目的とされている。

かかる目的について、県政の最上位計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、「きれいな生活環境づくり等の促進」（70頁）として掲げられている。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業の財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、「晴れの国クリーンアップおかやま」の保守・運用及び「晴れの国クリーンアップおかやま」の認知度向上及び利用者拡大のため、各種PR事業であるところ、かかる事業の内容は、本事業の目的に沿うものである。

また、監査の過程において、啓発資材（チラシ及びポスター）がまんべんなく配布

なされていることを確認した。

次に、本事業の成果指標について確認したところ、「エコビジョン2020において成果指標は設定していないが、『新晴れの国おかや生き生きプラン』の施策評価を行う上での事務事業評価の中で目標値を設定している。ただ、本事業については、地道な清掃活動に見える化し光を当てることで、環境美化運動を推進するものであり、成果指標の設定や成果検証になじまない事業と考えるが、既に約19,000人の方が清掃活動に参加したとして当該サイトに報告しており、事業目的は十分に果たしていると考え。」との回答がなされた。

このように、本事業の有効性について、目標が設定されていたうえで、一定の成果が定量的に把握されている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

1.7 県外搬入指導取締事業

| | | | |
|--------------|---|------------------|-------------------|
| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
| 事業目的 | <p>県外から搬入される産業廃棄物は、県内から排出される産業廃棄物を大幅に上回っているが、県外の排出事業者に対する監視指導が困難であることから、廃棄物の適正処理を確保するため、岡山県では、廃棄物処理法施行細則により事前協議制度を設けている。しかし、事前協議を経ることなく県外産業廃棄物が搬入されたり、意図的・計画的に産業廃棄物を県内に搬入し、不法投棄を行う事例が、特に近畿・関西圏からと目される産業廃棄物を中心に存在する。</p> <p>そこで、県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、適正処理を確保するため、警察本部の協力を得て、主要幹線道路等において取締を行うこと。</p> | | |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察職員が、産業廃棄物運搬車両を停止させ、運転者を降車させる。免許証等を確認する。 ・県職員が、運転者に対し、立入検査表を提示し、趣旨を説明の上、排出事業者、廃棄物の種類、搬入先等を聞き取り調査する。併せて、ナンバープレートを写真撮影し、マニフェストを確認する。 ・県職員が、荷台に乗り、廃棄物の種類、性状、量等を確認するとともに、マニフェストと突合する。 ・マニフェストを携帯していないもの及びマニフェストの記載と突合のものについては、県外へ持ち帰るよう指導する。 ・事前協議がなされていないことが判明した場合、排出事業者及び処分を受託した業者を厳しく指導する。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法，廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 44万9000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 31万5000円 (70%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

第4節 県外から搬入される産業廃棄物

第20条 県外に事業場を有し、当該事業場から生じた産業廃棄物（中間処理産業廃棄

物を含み、法第十五条の四の二第一項又は第十五条の四の三第一項の規定による環境大臣の認定に係るもの、再生利用個別指定に係るもの及び知事が指定したものを除く。以下この条において同じ。)を県内(岡山市及び倉敷市の区域を除く。以下この条において同じ。)で処分しようとする事業者(中間処理業者を含む。以下この条において「県外事業者」という。)は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した県内搬入処分事前協議書(以下「事前協議書」という。)を、あらかじめ知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 一 県内に搬入する産業廃棄物の種類
- 二 県内に搬入する当該産業廃棄物の量
- 三 県内に搬入する期間
- 四 当該産業廃棄物を排出する施設
- 五 当該産業廃棄物を処理する処理業者

(「廃棄物処理法施行細則」抜粋)

■不法投棄の根絶

●不法投棄等の不適正処理対策

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールに加え、夜間休日監視やヘリコプターによる上空監視の実施、監視カメラの活用などによる監視体制の整備のほか、不法投棄110番の設置などにより、不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見に努めます。

(「エコビジョン2020」63頁抜粋)

本事業は、県外から搬入される産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の適正処理を目的としており、上記廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、「路上検査実績集計表」を確認したところ、路上検査は年間6日程度実施されており、検査車両は50台程度であり、指導台数は数台であった。

この点、不法投棄が県外から搬入されることが多いこと等を踏まえると、取り締まりを強化することは不可欠である。

また、不法投棄は、密行性が高く、発生場所を特定することが困難であること等を踏まえると、取締りの場所や時期については、ある程度幅を持たせた対応とならざるを

得ないといえる。

これらの点を考慮すれば、現状の事業内容によっても、不法投棄の防止の効果は果たしていると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

監査の過程において、取り締まりの際の防寒雨具の利用状況等を確認したところ、これらの備品は、利用可能である限り、毎年同じものが利用されているとのことであった。

その他、事業の内容と支出された金額とを比較した場合、事業の効率性を欠いているとは認められなかったことから、事業の効率性をBとした。

18 育成指導事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|---------------------|
| 事業目的 | <p>平成22年の廃棄物処理法の改正により，排出事業者責任の強化，優良な産業廃棄物処理業者の育成の推進等が盛り込まれた。しかし，産業廃棄物処理業者には中小零細業者も多く，計量設備等の未整備により取り扱う産業廃棄物の量を適切に把握できず不適切保管に繋がる事例が散見されている。</p> <p>一方で，電子マニフェストは遵法性が高く排出事業者が責任を全うできること等から，本県でも電子マニフェストの普及の取組を推進している。</p> <p>また，一般社団法人岡山県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）が実施する研修会等を通じ，処理業者全体に対する適正処理意識の向上が重要である。</p> <p>こうしたことから，優良業者の育成及び電子マニフェストの普及促進のため，効果的で実効性のある施策を講じる。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) 研修会補助事業 産廃協会では，会員等（収集運搬業者，中間処理業者及び最終処分業者など）に対して，廃棄物処理法の周知，知識・技術の向上などのために資料作成や研修会等を開催し，会員等の資質の向上を図るとともに，処理業界全体に対する適正処理意識の向上を図っており，これらの事業に要する経費に対する助成を行う。</p> <p>(2) 廃棄物処理業育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り扱う産業廃棄物の量を適切に把握することにより，産業廃棄物の適正処分を行うことを目的として，産業廃棄物処分業者が廃棄物搭載車両の計量設備又はこれに付属する電算処理システム整備に要する経費に助成することで優良な産業廃棄物処分業者の育成支援を図る。 電子マニフェスト制度は，平成9年度の法改正で導入され，情報管理の合理化，不正使用の防止に効果があり，令和2年度から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対し電子マニフェストの利用義務が義務付けられたことから，引き続き，普及拡大を図る事業を実施する。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 2106万1000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 1566万8000円 (74%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

廃棄物処理法及びエコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3～5 省略

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（「産業廃棄物処理法」抜粋）

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

（省略）

また、不適正処理の防止や法令順守に高い効果のある電子マニフェストの導入がさらに進むよう普及啓発等を実施します。

（「エコビジョン2020」62頁抜粋）

本事業の目的は、研修会等を通じ、処理業者全体に対する適正処理意識の向上、優良業者の育成及び電子マニフェストの普及促進を図ることにあり、かかる目的は、優良産廃処理業者認定制度を導入した廃棄物処理法及びエコビジョン2020の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について、問題となる点を認められなかったため、本事業の
合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、「令和2年度事業概要書」等により、令和2年度の事業の実
施状況を確認したところ、令和2年度において予定されていた「電子マニフェスト普及
事業」及び会員向けの研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止され、テキスト
等を研修受講予定者に配布したとのことであった。

他方で、育成支援事業において1566万8000円の補助金が交付されたことを
確認した。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると研修会を中止せざるを
得なかったことは理解できるものの、今後は、オンライン会議等の導入を検討すること
が望ましい。

また、補助金についても、要綱に則って支給されていた。

このように、本事業の内容は、目的に沿ったものであること等を考慮して、事業の
有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとし
た。

19 産業廃棄物実態調査事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|----------------|
| 事業目的 | <p>都道府県は、廃棄物処理計画を定めなければならないが、岡山県では、平成28年度に「第4次岡山県廃棄物処理計画」を策定しており、令和3年度には、同年度を計画初年度とする新たな計画を策定する必要がある。</p> <p>廃棄物処理計画の策定に当たっては、廃棄物の全体的な発生量や排出量、処分、再生利用等の状況を調査し、現状把握及び将来予測を的確に行う必要がある。</p> <p>一般廃棄物の発生量等の実態については、環境省が毎年度調査を実施しているが、産業廃棄物については各都道府県で実態を調査する必要があるため、平成31年度実績に係る「岡山県産業廃棄物実態調査」を委託により実施すること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>産業廃棄物が比較的多量に発生する事業所を抽出し、産業廃棄物の発生及び処理状況に関するアンケートを行い、県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握する。</p> <p>(1) 調査対象廃棄物 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物</p> <p>(2) 調査対象事業所 県下約10万事業所のうち、産業廃棄物が比較的多量に発生する事業所として抽出した約5,000事業所</p> <p>(3) 調査方法 上記(2)で抽出した事業者を対象とした郵送等によるアンケート</p> <p>(4) 調査項目 ア 産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の流れ イ 事業所の概要及び産業廃棄物に関する意識</p> <p>(5) 集計及び推計 集計結果及び製造品出荷額等の統計資料から県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 591万4000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 495万円 (83%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

廃棄物処理法は、下記のとおり規定している。

記

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

(「廃棄物処理法」抜粋)

本事業は、上記産業廃棄物処理法5条の5が規定する廃棄物処理計画を策定するための実態調査を行うことを目的とするものであり、法律の目的を実現するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業の委託は一般競争入札の方式でなされていた。

この点、財務事務の執行において、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、廃棄物処理計画を策定するにあたり、県内の産業廃棄物の発生から処分までの形態及びその量を把握することであり、産業廃棄物処理計画を作成するにあたっては、必要な調査内容であるから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性において、問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

20 不法投棄防止啓発事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>県民の生活環境に重大な影響を与える不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適切処理について，犯罪であるがゆえに，非公然・密行的に行われるため，行政のみの力ですべてに対応するには限界がある。現にその場所に居住している人が，「地域の環境は地域で守る」という気概のもと，監視の目を光らせることが必要である。</p> <p>そのため，新聞広告，ラジオスポット等を通して，不法投棄，野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知し，警戒，通報及び地域環境の保全を呼びかけること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) 不法投棄防止啓発新聞広告掲載 不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適正処理への警戒，通報及び地域環境の保全をよびかけるために，新聞広告を掲載し，幅広く県民に周知する。</p> <p>(2) ラジオスポットの製作・放送 不法投棄監視ウィーク（※）に不法投棄，野外焼却等の廃棄物不適正処理への警戒，通報及び地域環境の保全を呼び掛けるため，ラジオスポット（40秒）を製作し，早朝・夜間も含め2時間に1回を目安に，1日6～8回で7日間連続して放送する。</p> <p>※不法投棄監視ウィーク 平成19年度に環境省が5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に設定した。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 318万4000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 254万4000円 (79%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は，下記のとおり，規定している。

記

■不法投棄の根絶

●不法投棄等の不適正処理対策

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールに加え，夜間休日監視やヘリ

コプターによる上空監視の実施、監視カメラの活用などによる監視体制の整備のほか、不法投棄110番の設置などにより、不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見に努めます。

(「エコビジョン2020」63頁抜粋)

本事業は、不法投棄、野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知し、警戒、通報及び地域環境の保全を呼びかけることを目的とするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に係る資料を確認したところ、新聞掲載及びラジオ放送のいずれも随意契約（①新聞掲載について委託先は山陽新聞、②ラジオ放送については委託先山陽放送）の方式でなされていた。

なお、本事業の委託の内容の性格を考慮すると、委託先の業者は限定されており、随意契約によらざるを得ないと思われる。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、不法投棄防止啓発のために新聞広告を掲載するとともに、ラジオスポットの製作・放送をするものである。

監査の過程において、上記広告媒体を利用する理由について確認したところ、「時間帯を問わず、また在宅者、トラックドライバーなど就業中の者を問うことなく、幅広く周知し協力を呼び掛ける媒体として、ラジオ放送が適切と判断しています。併せて、視覚に訴える手段としては紙面公告が適切と判断し、県内に広く購読者がいる地元紙を活用している」との回答を得た。

この点、不法投棄の防止を不法投棄、野外焼却等の不適切処理の実態を広く周知するための媒体として、ラジオ放送及び地元紙による広報についても一定の効果を認めうるとと思われる。

また、市民の活動を促すための啓発事業と異なり、不法投棄の防止にかかる啓発事業は、一定の不作為を求めるものであり、他の啓発事業と異なり、成果指標を設定することが極めて困難であると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、何らの指標もない状況では、事業の有効性や事業成果に対する投下資金が妥当といえるのか、事業の効率性についても判定が困難となるため、何らかの成果指標を設けるよう検討することが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の令和2年度の決算は254万4000円であり、そのうち88万円が新聞掲載費用、164万円がラジオ広告費用である。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

この点、令和2年度の決算額は、当初の予算よりも削減されていること等を考慮して、事業の効率性の評価をBとした。

2.1 監視指導体制強化事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|---------------------|
| 事業目的 | <p>廃棄物の不法投棄や野外焼却対策については、普段から緻密なパトロールにより未然防止を図ることが重要であるが、一度発生した場合にはその原因究明のためには迅速な対応を行わなければならない。</p> <p>また、これらのものは、同じ場所で繰り返される場合が多く、再発防止のためには、その後も引き続き長期的な監視が必要である。</p> <p>一方、産業廃棄物処理業者等による不適正処理事例も後を絶たないが、これらについても監視指導により一時的には改善されるものの、監視の目が離れると再び不適切処理を行う悪質な者も存在する。これらの処理業者対応としては、立入権限を有する職員により、計画的かつ執拗な監視指導が効果的である。</p> <p>悪質な不適正処理事例には暴力団関係者が関与している場合が多く、これらの者に対し指導を行うに当たっては、警察官の経験のあるものの技術力が必要不可欠であることから、警察官OBを産業廃棄物監視指導員として県民局等に配置することにより、不適正処理監視指導体制強化を図ること。</p> | | |
| 事業内容 | <p>産業廃棄物監視指導員が平成17年度から各局1名体制となったことにより、より緻密なパトロールと迅速な対応を図っている。</p> <p>平成19年度から支局の環境監視等事務が県民局へ統合されたことに伴い、各支局に環境監視指導員を配置し、産業廃棄物不法投棄などの環境保全等に係る苦情や突発的な事案について対応している。</p> <p>平成20年度に、県民局再編に伴う支局の呼称変更により産業廃棄物監視指導員及び環境監視指導員の設置及び活動に関する取扱要領の一部改正を行った。</p> <p>令和2年度から任用形態を非常勤職員から会計年度任用職員（パートタイム）に変更する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 6365万6000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 5892万5000円 (92%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

エコビジョン2020は、下記のとおり、規定している。

記

■産業廃棄物の適正処理の推進

●処理業者等に対する監視・指導

処理業者等の事業場への立入検査や産業廃棄物監視指導員による監視パトロールなどにより、排出事業者や処理業者に対し法基準の遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては許可取消や警察と共に連携するなど厳正に対処します。

(「エコビジョン2020」62頁抜粋)

本事業は、警察官OBを産業廃棄物監視指導員として県民局等に配置することにより、不適正処理監視指導体制強化を図ることを目的としており、かかる事業は、上記のエコビジョン2020の目的に合うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

また、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の具体的な内容及び平成25年度から令和2年度までの監視件数を確認したところ、下記のとおりであることを確認した。

記

1 業務

・産業廃棄物監視指導員

- ① 不法投棄、野外焼却等の監視パトロール
- ② 不法投棄、野外焼却等の事案における原因者の特定
- ③ 原因者に対する是正措置の指導
- ④ その他循環型社会推進課長又は環境課長が必要と認めて命じた業務

・環境監視指導員

- ① 大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物不法投棄など、環境保全に係る緊急事案に対する初動対応
- ② 住民からの環境保全等に係る相談等への対応
- ③ 配置地域総務課管内の情報収集及び県民局、市町村等関係機関との連絡調整
- ④ 浄化槽法関係届出書等の受付業務
- ⑤ その他環境課長が必要と認めて命じた業務

2 配置人数

- ・産業廃棄物監視指導員 9名
- ・環境監視指導員 6名

3 配置及び管轄

- ・平成21年度配置～現在
(産業廃棄物監視指導員)
各県民局環境課及び地域総務課 配置人数 各1名
- (環境監視指導員)
各県民局地域総務課 配置人数 各1名

4 任用及び勤務形態

- ・任用：会計年度任用職員（パートタイム）
- ・報酬：基本報酬 日額 1万2710円
地域手当 岡山市に在勤する職員 支給割合3/100
時間外勤務手当 予算要求を行う必要がある場合
- ・手当：期末手当 期間率 6月支給30/100，12月支給100/100
支給月数 6月支給1.3月，12月支給1.3月
- ・旅費：通勤に要する費用 必要な額（上限なし）
- ・日数：18日以内／月
- ・時間：7時間／日
- ・業務：配置する県民局等に出勤後，監視指導業務を行う。

5 監視実績

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出勤回数 | 2,135 | 1,802 | 1,794 | 1,769 | 1,789 | 1,748 | 1,756 | 1,676 |
| 立入事業場数 | 3,792 | 3,658 | 3,997 | 4,630 | 4,409 | 2,871 | 2,652 | 3,038 |
| 指導件数 | 212 | 114 | 163 | 205 | 95 | 70 | 78 | 40 |
| 改善件数 | 146 | 63 | 90 | 78 | 15 | 62 | 30 | 40 |
| 不法投棄発見件数 | 36 | 36 | 44 | 28 | 22 | 16 | 33 | 30 |
| 撤去済件数 | 36 | 14 | 21 | 21 | 15 | 11 | 20 | 20 |
| 野外焼却発見件数 | 34 | 28 | 49 | 31 | 26 | 37 | 38 | 26 |
| 解決件数 | 34 | 26 | 44 | 31 | 26 | 32 | 38 | 26 |
| その他発見件数 | 34 | 9 | 22 | 14 | 19 | 7 | 8 | 4 |
| 改善件数 | 34 | 5 | 17 | 13 | 15 | 3 | 1 | 4 |

以上

本事業の監視実績によれば、例年、一定の改善件数が認められ、不法投棄の防止に資することは認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業において、リース車両が9台利用されているところ、監査の過程においてリースを採用している理由について確認したところ、平成16年度から可能な限り県有車両からリース車両への移行を進めるとの方針のもと、公用車リース契約に係る入札により配備しているとのことであった。

なお、リース車両の採用によって、メンテナンスに係る人件費等も削減できるとのことであったため、リース車両の採用について、必ずしも経済的合理性を欠くものではないとのことである。

また、警備員に関する費用についても、規則に基づき決定しているとのことであった。

これらの点から事業の効率性について、特に問題となる点はないと判断し、その評価をBとした。

22 不法投棄等監視強化事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 |
|------|--|----------|
| 事業目的 | <p>不法投棄は、土日・祝日の早朝・夜間など、職員の監視指導が手薄となり人目につきにくい時間帯に、山林や丘陵など、人目の届かない場所を選んで行われることが多い。さらに、近時においては、仲介者の手引きにより、短期集中的に大量の廃棄物を投棄し覆土するなど、手口の悪質・巧妙化及び活動範囲の広域化が進んでいる。</p> <p>このような不法投棄を、被害の軽微な早い段階で発見し、効率的に取り締まるためには、ひとえに監視指導の充実強化を図る以外にない。しかし、職員が土日・祝日や平日の早朝・夜間に監視指導を行うことは、人員の制約もあり困難である。</p> <p>そこで、平成15年度から、夜間休日の不法投棄監視の外部委託及び不法投棄監視カメラの設置により、監視指導が手薄となる時間帯にマンパワーを補完し、不法投棄の早期発見及び投棄者の把握を図ること。</p> | |
| 事業内容 | <p>(1) 夜間休日不法投棄等監視業務委託</p> <p>① 職員の監視指導が手薄となる土日・祝日及び早朝・夜間に敢行される産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の監視パトロールを、専門的な能力・経験を有する民間警備会社に委託実施することにより、投棄の早期発見・防止、原状回復及び適正処理に向けた迅速・的確な指導を図る。</p> <p>② 民間警備会社は、循環型社会推進課の指示に基づき、指定地域内の巡回パトロール及び不適正処理箇所の継続的定点監視を行い、不法投棄等を発見した場合にその種類、量及び性状、搬入車両、投棄者等の詳細を把握し、写真、現場地図等を添付して速やかに県民局等へ報告する。また、当課の指示により通常の監視箇所以外も随時監視を行う。</p> <p>県民局等は、民間警備会社の報告に基づき、投棄者及び不適正処理業者を指導する。投棄量や指導の順守状況に応じて警察協議を行い、事件として対応する。</p> <p>③ 監視日 平日（火曜及び木曜）の夜間、土曜の昼夜及び夜間並びに日曜の昼間としている。</p> <p>④ その他 平成30年度の不法投棄などの新規発見や量・種類の増加といった変化の報告件数は28件であった。民間警備会社による早期の発見及び報告に基づいて県民局が迅速に現地確認を行い、改善の指導等を行っている。</p> <p>(2) 不法投棄等対策用備品の購入</p> <p>不適正処理事案において、不法投棄現行犯の現認や廃棄物の処理ルートの特典等を目的に早朝や深夜に張り込み、追跡などを実施する必要があるが、その際に必要との現場意見があった備品を購入</p> | |

| | | | |
|--------------|---|------------------|---------------------|
| | し、業務達成率の向上、業務効率化等を図る。 不適正処理事案によっては遠方から行為を撮影する必要があるため望遠カメラを購入する。また、立入検査時に現場写真等を速やかに情報共有するためタブレット端末を各県民局及び各地域総務課において配備、運用することで監視体制を強化する。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 1637万円 | 令和2年度決算 (執行率) | 1480万5000円 (90%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の監視業務は委託の方式でなされているところ、監査の過程において、委託契約形式は一般競争入札の方式でなされていること、入札業者は3社であったこと等を確認した。

その他、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、不法投棄の防止のため夜間休日の監視業務を行うとともにかかる業務の効率を向上させるため必要な備品を購入することを内容とするものである。

この点、不法投棄の防止という目的達成のために、休日及び夜間の監視体制を強化すること及びその効率性を向上させるために必要な備品を購入することは、合理性を認めることができる。

また、監査の過程において、休日夜間における出動件数及び発見件数の推移を確認したところ、下記のとおりであった。

記

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ①監視回数 | 269 | 266 | 261 | 263 | 259 | 259 | 251 | 255 |
| ②発見事案数 | 25 | 28 | 33 | 32 | 25 | 28 | 30 | 27 |
| ②/① | 9% | 10% | 12% | 12% | 9% | 10% | 11% | 10% |

以上

上記の資料によれば、概ね監視回数の10%程度が発見事案につながっていることが窺え、本事業について一定の効果を認めることができる。

これらの点を考慮して、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特に問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

もっとも、事業の有効性において検討したとおり、監視回数の10%程度が発見事案となっているところ、これらの割合を向上させることができるよう成果のより詳細な分析がなされることが望ましいと思われる。

23 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|--------------------|
| 事業目的 | <p>産業廃棄物の不法投棄を防止するためには、早期発見・早期対応が極めて重要であることから、各地域において発生する不法投棄等の事案に対し、迅速かつ適切に対応するため、平成19年度に国・県・市町村・関係者等による不法投棄防止のネットワークを形成した。</p> <p>また、併せてこれまで実施していた、不法投棄110番の設置、上空監視業務及び不法投棄監視事業等を行う市町村への補助についても、不法投棄情報の収集や市町村におかえる情報収集促進、連携強化等のため、廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業として継続して実施することとする。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) 不法投棄防止ネットワークおかやま事業 国、県の機関、市町村、関係団体等で構成する「不法投棄防止ネットワークおかやま」の会員に、法改正等必要な情報提供を行うことなどにより、通報体制の整備を図る。 また、各県民局の管内で、管内市町村、所轄警察署、県民局の農林・土木部局等を対象に、連携強化のための連絡会を開催する。</p> <p>(2) 不法投棄110番の運用 県民やネットワーク構成員からの通報を、夜間や休日でも受けることが出来るよう、循環型社会推進課にフリーアクセスの電話（留守番電話機能付）、FAX及びインターネットによる「不法投棄110番」を設置し、情報受信体制を確保する。</p> <p>(3) 上空監視の実施 島しょ部や山間部における不法投棄等は、陸上からの監視では極めて発見が困難なことから、ヘリコプターによる上空からの監視を実施し、不法投棄事案等の早期発見により、迅速な解決を図る。</p> <p>(4) 不法投棄監視事業を行う市町村への助成 不法投棄を防止するため、監視員を委嘱したり、不法投棄防止のための防止策や啓発看板などを設置するなどの事業を実施しようとする市町村に対し、その事業に要する経費の2分の1を補助する事業である。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法施行細則、エコビジョン2020 岡山県廃棄物不法投棄対策事業補助金交付要綱 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 1037万8000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 711万6000円 (68%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B C D】**

前項において述べたとおり、不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について問題となる点を認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B C D】**

本事業の内容は、①「不法投棄防止ネットワークおかやま」の会員に、法改正等必要な情報提供を行うことなどにより通報体制の整備を図ること、②「不法投棄110番」を設置し、情報受信体制を確保すること、③ヘリコプターによる上空からの監視を実施し、不法投棄事案等の早期発見により、迅速な解決を図ること及び④不法投棄監視事業を行う市町村への助成を行うことであるところ、上記の事業はいずれも、不法投棄の防止という目的達成のための事業として合理性を認め得る。

この点、監査の過程において、不法投棄110番受付件数及び上空監視不正事案発見件数を確認したところ、下記のとおりであった。

記

不法投棄110番受付件数（一般投棄等も含む）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 件数 | 46 | 41 | 37 | 27 | 23 | 22 | 35 | 32 |

上空監視不適正事案発見件数

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 件数 | 1 | 2 | 10 | 9 | 12 | 11 | 4 | 3 |

以上

また、各自治体に対する補助金については、県民局を通じて各市町村に対し、要綱に則って補助金が交付されていること及び市町村からの補助金の活用に関する報告がなされていることを確認した。

このように、事業について一定の効果を認めることができることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B D】

監査の過程において、上空監視事業の実施方法について、ヘリコプターを利用する方法ではなく、ドローンの利用等を検討しているか否かを確認したところ、「県消防ヘリの活用の可否、不特定かつ広範囲にわたる監視にドローンが効果的か否かなどを検討した上で、民間ヘリを一般競争入札によりリチャーターしています。」との回答を得た。

このように、上空監視事業の方法について検討がなされていることやヘリコプターによる監視が地上からの実施が困難な不適正処理現場の状況確認にも活用され、不適正処理を行おうとする者に対する抑止効果があることは確認できたものの、上空監視不適正事案の新規発見件数は、過去8年間で多くとも12件、少ない時で1件に留まるのに対し、その予算執行額は300万円を超えている。

そのため、上記の事情を斟酌しても費用と効果が均衡しているとは思われないことから、本事業の効率性の評価はCとした。

【意見4-2】上空監視事業の実施方法について、より安価な方法の有無について検討すべきである。

上記のとおり、上空監視事業にヘリコプターを用いる方法が採用されているものの、ドローンの性能が向上していること等を踏まえると、同じ効果を得るためにより安価な方法を採用することが可能と思われることから、実施方法について再度検討すべきであると考えます。

24 対応力強化事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 |
|-----------|--|----------|
| 事業目的・事業内容 | <p>(1) 産業廃棄物処理技術等研修会の実施</p> <p>近年、不法投棄対策の強化等のため、廃棄物処理法や政省令等が頻繁に改正されていること、ますます悪質化・巧妙化・複雑化する産業廃棄物問題に的確に対処しなければならないことを勘案すると、廃棄物担当職員の技術的、法的及び経理的対応能力の向上が不可欠である。</p> <p>過去においても、岡山市内で大量の硫酸ピッチが発見されるなど、依然として不適正処理のリスクが存在することから、こうした不適正処理事案などの拡大抑制や未然防止を図るため、廃棄物担当職員を対象として、専門家（学識経験者、弁護士、中小企業診断士等）を講師とする研修（技術、法律、経理）を行うこと。</p> <p>(2) 具体的事案に係る立入調査資料分析</p> <p>個別具体的な案件については、立入調査により入手した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、付属明細書）や会計帳簿（勘定元帳、請求書、領収書）等の分析を、公認会計士や中小企業診断士に委託して行い、不明確な点や矛盾点を追求し、必要があれば、廃棄物処理法に基づく報告を聴収する等により、不適正処理事案の解明を図ること。</p> <p>問題のある中間処理業者や最終処分業者に対して実施した調査の結果は、産業廃棄物処理税の税務調査としても活用でき、特別徴収義務者である最終処分場の設置者に対する脱税の牽制と適正な納税の確保にも有効である。</p> <p>(3) 環境省主催の産廃アカデミーへの参加</p> <p>平成17年度から環境省が実施している産業廃棄物取締行政に関する集中的な基礎研修（産廃アカデミー）に職員を派遣する。</p> <p>(4) 分析体制等の整備</p> <p>産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により周辺環境への影響が懸念されるような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な対応をとるには、不適正処理物や周辺環境媒体（土壌・水質等）の行政検査（有害物質の分析等）が必要となる。</p> <p>この行政検査については、基本的には民間分析機関へ委託しているが、緊急を要する事案や法的規制のない物質の分析を伴う事案については、環境保健センターで分析しており、これに関連して次の事業を実施する。</p> <p>ア 環境調査研究所における重金属やダイオキシン類の分析に係る研修を受講させるため環境保健センターの新任職員を派遣する。</p> <p>イ 産業廃棄物最終処分場の排水等に係る行政検査や、廃棄物の不適正事案に係る調査（分析）に必要不可欠な超純水製造装置の更</p> | |

| | | | |
|--------------|---|------------------|--------------------|
| | <p>新を行う。</p> <p>ウ PCB の分析に必要な PCB 標準品を環境保健センターに備え、緊急時等における PCB 分析体制を整備する。</p> <p>(5) 産業廃棄物関係情報管理等労働者派遣業務 廃棄物処理法に基づき、排出事業者は産業廃棄物管理票交付等状況報告書を県に提出することが義務付けられている。また、産業廃棄物処分業者に対しては、前年度の処分実績の報告を求めている。これらの報告内容の整理・分析には膨大な労力を要するため、データ入力業務については派遣労働者の派遣により対応する。</p> <p>(6) 岡山県域行政機関産業廃棄物関係業務連絡協議会 県内の産業廃棄物行政担当機関である環境省中国四国地方環境事務所、県、岡山市及び倉敷市による連絡協議会を開催し、不適正処理事案への対応事例等についての意見交換等を行い、現場職員の対応力の向上を図る。</p> <p>(7) 産業廃棄物最終処分場の維持管理状況等検証事業 産業廃棄物最終処分場は、埋立終了後も長期間、浸出水、浸透水の処理などの維持管理を継続して行う必要があり、これらに多額の経費を要する。 廃棄物処理法では、設置者に対して埋立終了後の維持管理に要する費用を埋立期間中に積み立てさせる制度を設けているが、必ずしもこの積立金で維持管理費用を全額補えるわけではなく、積立金の枯渇により最終処分場の維持監視が放棄され、未処理の浸出水の放流などにより生活環境保全上の支障が発生する恐れがある。 このような将来起こり得る問題を未然に防止するためには、長期間、安定的に維持管理できるように、経費がかからず、かつ、シンプルな維持管理方法を確立する必要がある。 そこで、埋め立て終了後の安定的な維持管理に不安のある最終処分場について、県が環境保健センターや廃棄物コンサルティング業者などの意見を聴きながら現状の問題点などを整理、分析し、維持管理方法の改善について技術的アドバイスを行う。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法，廃棄物処理法施行細則，エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 (1324万7000円) 産廃物関係許可手数料 (100万円) | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 1424万7000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 860万4000円 (60%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本格事業の目的は不法投棄の防止にあるところ、不法投棄の防止に関しては、「17 県外搬入指導取締事業」において、廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の規定を指摘しており、本事業の目的は、かかる廃棄物処理法施行細則及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

超純水製造装置の購入の契約方式は、一般競争入札の方法であり、機種選定過程で相見積もりを取得していることを確認した。

また、その他本事業の財務事務に関して、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の各事業の遂行状況について確認した。

まず、産業廃棄物処理技術等研修会は令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催されなかった。

また、令和2年度には具体的事案に係る立入調査資料分析事業及び産業廃棄物最終処分場の維持管理状況等検証事業の実績はなかったとのことである。

なお、産業廃棄物最終処分場の排出水等に係る行政検査等に必要不可欠な超純水製造装置について、令和2年度に更新されている。

この点、研修会については、書面会議やウェブ会議等による開催も可能であると思われることから、一律に中止をすることは望ましいことではない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見4-3】研修会については、オンラインによる研修を積極的に導入することを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

25 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|------------|
| 事業目的 | <p>中間貯蔵・環境安全事業株式会社JESCOのポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）処理事業のうち、岡山県内のPCB廃棄物を処理することとされている北九州事業所については、平成16年12月に第1期処理施設が、平成21年7月に第2期施設が供用開始された。</p> <p>これまで、北九州事業所の安全の確保及び運搬調整を図ることを目的とし、本県以西の17県、環境省及びJESCOで「北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会」を設置し、議論及び連絡調整を行ってきたが、平成26年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が変更され、JESCOの処理体制の変更、処理期間の延長などの改定がなされた。</p> <p>新たな処理体制のもと、PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行い、期限内にPCB廃棄物の適正処理が完了するよう、関係機関と協議及び連絡調整を行うこと。</p> | | |
| 事業内容 | <p>○関係機関との連絡調整</p> <p>北九州事業所の安全性の確保及びPCB廃棄物の処理体制の構築等に係る調整を行うため、関係機関で設置される広域調整協議会に出席し、必要な協議を行う。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | PCB特措法、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 エコビジョン2020 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 34万9000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 0円 (0%) |

PCB特措法7条1項は、都道府県に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することを義務づけており、かかる法律に基づいて、岡山県は「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しているところ、同計画及びエコビジョン2020は下記のとおり、規定している。

記

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

2 高濃度PCB廃棄物の広域的処理の推進に関すること

(1) 早期処理完了のための取組

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、必要な調査を行った上で未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し処理の時期を確認するとともに、処分期間内又は計画的処理完了期限

までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ適切に処理委託が行われ、一日も早く処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(2) 関係機関との調整等

北九州PCB廃棄物処理事業の実施に当たっては、処理を円滑に進めるため、搬入時期、運搬方法等について、関係機関で調整を図る必要がある。このため、広域調整協議会において、搬入量の調整、緊急時の対応等について十分な協議、調整を行い、適正な広域的処理の推進を図る。

(「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」13頁抜粋)

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

県内のPCB廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく毎年度の届出による保管・処分状況の把握、関係事業者等に対する監視・指導などを実施するとともに、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理の推進を図ります。

(「エコビジョン2020」62頁抜粋)

本事業は、PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を行うとともに期限内にPCB廃棄物の適正処理が完了するよう、関係機関と協議及び連絡調整を行うことにあり、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画及びエコビジョン2020の内容に適うものである。

また、本事業は、関係機関で設置される広域調整協議会に出席し、必要な協議を行うことであるところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により広域調整会議は書面会議の方式で開催されたとのことであった。

なお、令和2年度は、本事業について予算の執行がなかったため、監査の対象とはしていない。

26 ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|--|------------------|------------------------|
| 事業目的 | <p>PCB 特措法により、PCB 廃棄物の期限内の処分が義務づけられた。PCB 使用安定器は令和2年度末が処分期限であり、期限内に完全に処分するためには、保有状況を把握するとともに、保有者に適正処理の広報を行う必要がある。</p> <p>PCB 使用安定器の保有状況調査は、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」に沿って行う。具体的には、調査対象者にアンケート調査を実施し、アンケート未達・未回答の者に対して、フォローアップ調査を繰り返し実施することでアンケート回収率を向上させ、PCB 使用安定器の有無の確認を可能な限り行うことが重要である。</p> <p>令和元年度、アンケート調査を実施したところであるが、調査対象者が約2万件と膨大で調査期間を要することから、繰り返しフォローアップ調査を行い調査完了することは、当該年度のみでは困難であり、令和2年度も引き続き調査を継続し、処分期限到来後に、新たにPCB 使用安定器が発見されることがないように、調査を徹底・完了させる必要がある。</p> <p>また、処分期限が迫っているにもかかわらず未だPCB 使用安定器の存在自体を知らない者も多く、不適正処理やPCB 油の漏洩事故が発生した場合、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れもあることから、県民に広く周知し、期限内の適正処理を広報することが非常に重要である。</p> | | |
| 事業内容 | <p>(1) フォローアップ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート未回答者等に対する電話督促、調査票の再送 ・アンケート未回答者等に対する現地訪問調査 ・データ集計作業等 <p>(2) 広報</p> <p>PCB 使用安定器が使用されている可能性のある建物の数は膨大であり、対象者が広く存在することから、多数の者が目にするよう新聞広告及びテレビCMによる広報を行う。</p> <p>なお、テレビCMは、環境省が作成した映像（環境省による事業で反響が大きく一定の効果を確認）を使用し、経費を削減する。</p> | | |
| 法令・条例・要綱等 | PCB 特措法 | | |
| 主な財源 | 産廃税基金繰入金 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019 年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 2765 万 9000 円 | 令和2年度決算 (執行率) | 2453 万 3000 円 (88%) |

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、下記のとおり、規定している。

記

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第1節 県の役割

1 監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

(1) PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の所有状況の把握

PCB廃棄物及びPCB使用製品の確実かつ適正な処理を確保するためには、県内におけるこれらの保有情報を確実に把握することが必要であることから、環境省が示す調査方法等によりPCB廃棄物等の保有状況調査を実施するとともに、関係機関との情報共有、PCB特措法に基づく報告徴収や立入検査の活用等により、その把握に努めるものとする。

(2) PCB保管事業者に対する監視・指導等

PCB保管事業者に対しては、処理が終了するまでの間、PCB特措法に基づく保管・処分状況の届出や廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準の遵守などについて、周知徹底を図るとともに、PCB廃棄物の処分期間内の適正処理を指導する。特に高濃度PCB廃棄物について、期間内の処分がなされない場合等、必要な場合は、PCB特措法に基づく改善命令や代執行を行い、計画的処理完了期限内の確実な処分を行う。

また、計画的に立入検査を実施し、PCB廃棄物の保管状況等を把握するなど、監視指導の徹底・強化を図る。

(3) 所有事業者に対する監視・指導等

PCB使用製品を所有している事業者に対しては、早期かつ計画的な廃棄、PCB特措法に基づく処分期間内の適正処理についての指導を行う。

県内におけるPCB使用製品の所有状況等については、PCB特措法に基づく届出のほか、電気関係報告規則の規定により中国四国産業保安監督部長へ報告された内容、その他必要な調査を行うこと等により実態把握に努める。

(中略)

4 県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるPCB廃棄物の保管状況等に関する情報、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報、PCB廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、PCB廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、PCB廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州PCB廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、PCBに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のPCB使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、PCBにより汚染された廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

(「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」12頁から14頁抜粋)

本事業は、PCB使用安定器の有無の確認を可能な限り行い、処分期限内に、PCB使用安定器の処分すること及びPCB使用安定器の不適正処理やPCB油の漏洩事故等について県民に広く周知し、期限内の適正処理を広報することにより、上記岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容を実現するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、本事業の執行にあたり、財務事務の合规性について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、PCB使用安定器の利用状況に関するフォローアップ調査及び新聞広告やテレビCM等を利用した広報である。

監査の過程において、新聞広告及びテレビCMの効果検証について確認したところ、「新聞広告及びテレビCM個別の有効性の検証は行っておりませんが、県が実施したPCB保有状況調査(アンケート調査)において、フォローアップ調査に加え、こうした周知も行うことで回答率が9割超となり、県内のPCB機器の保有状況の把握に繋がっています。」との回答を得た。

この点、確かに、事業の効果として、アンケートの回答数が増えたことが認められるのであり、これらの点を考慮して本事業の有効性の評価をBとした。

もっとも、アンケートの回答内容に、どのような媒体を介してアンケートに回答することになったのかを調査すること等広告とアンケート回答の増加について関連性が明

らかにするような方法を検討することが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業のアンケートにおいて、PCB使用安定器等が「ある」と回答されたのは32件である。

この点、本事業の委託料の決算額は約1900万円であるものの、本事業のPCB使用安定器等が存在しないことを確認することを目的とするものであり、実際に32件の回答があったことは、本事業の成果があったことを窺わせるものである。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

【災害廃棄物対策室所管事業】

1 災害廃棄物処理受託事業

| 【概要】 | 担当部署 | 循環型社会推進課 | |
|--------------|---|------------------|-----------------------|
| 事業目的 | 平成30年7月豪雨により県内で発生した災害廃棄物は、合計で44万3千トンに達するが、特に浸水被害が甚大であった倉敷市及び総社市の2市で県内の災害廃棄物発生量の約85%を占めている。 災害廃棄物は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があることから、2市の要請により、県が2市の災害廃棄物の処理事務を受託し処理を代行すること。 | | |
| 事業内容 | 平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物処理事務について、倉敷市及び総社市から地方自治法に基づく事務の委託を受け、処理を代行する。 | | |
| 法令・条例・要綱等 | 廃棄物処理法，災害対策基本法，地方自治法 | | |
| 主な財源 | 諸収入 | | |
| エコビジョン2020目標 | なし | 2019年度達成状況 | — |
| 令和2年度予算 | 12億9131万7000円 | 令和2年度決算 (執行率) | 9億6306万7000円 (74%) |

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

廃棄物処理法は、非常災害時における廃棄物の適正な処理を図るため、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力すべき義務を定めるとともに（同上4条の2）、災害対策基本法は、災害廃棄物の処理について特例を設けている（同法86条の5）。

本事業は、平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的としており、かかる目的は、廃棄物処理法、災害対策基本法の内容に適うものである。

なお、災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村に処理責任があるが、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等により災害廃棄物の処理が困難であると認められる場合には、地方自治法第252条の14⁴の規定により事務委託

第252の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

を受けることができるとされており、本事業は、倉敷市及び総社市の要請により、岡山県が2市の災害廃棄物の処理事務を受託し処理を代行するものであり、本事業の目的は、法律等の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業は、被災地の復興に向けた極めて重要な事業であり、令和2年11月28日までの緊急の業務であったところ、委託契約の方式について技術提案型契約方式を採用し、2者の共同企業体からの提案を受け、緊急性を理由として随意契約で発注がなされていた。

確かに、委託の方式は一般競争入札によることが原則とされており、本事業も例外ではない。

もっとも、本事業は、平成30年度の豪雨災害により生じた大量の災害廃棄物を処分することを目的とする事業であり、その緊急性や事業が完了しない事態が一切許容されないという事情がある。

また、発注仕様書作成業務の委託により要求水準書に類する仕様書を作成しているものの、本事業の特殊性や多様性を考えると、価格のみで発注先を選定する一般競争入札方式によることは適当ではないことから、技術提案方式を採用した本契約方法は妥当であると思われる。

さらに、上記の提案方式において、2者からの提案があったことから、一定の競争性も担保しているものと考えられる。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の有効性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

財務事務の効率性について、特に問題点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。